

いと判示している。

しかしながら、前記ア(7)で述べたとおり、不開示部分②には、韓国側が国際司法裁判所提訴に反対する理由として、正に相手国たる我が国以外には明らかにしないことを当然の前提として伝えた情報であって、現に、現時点でも両国政府のいずれからも公にされていないものが含まれているのであるから、これを公開すれば、韓国の我が国に対する信頼が損なわれることとなり、韓国を始め他国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえるものであるから、原判決の上記判示は相当でない。

また、原判決は、竹島問題が未解決のまま推移していることを不開示部分②に係る情報が情報公開法5条3号に該当することを否定する根拠とするようである。しかし、領有権問題として外交上機微な問題である竹島問題が長年にわたり解決を見ないということは、日韓両国間に緊張関係が継続していることを意味するものであって、原判決が指摘する上記事情は、かえって、不開示部分②を開示することによる弊害を肯定する方向に働くものであるから、原判決の上記判示は到底承服することができないものである。

(4) 不開示部分③(7)について

原判決は、上記見解等を聴取した会合等が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該会合等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないこと、既に日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した李ライン問題等を含む当時の日韓関係に関する事項についての見解等が多数の行政文書の一部開示により公にされていると認められることを理由に、当該情報は情報公開法5条3号に該当しない旨判示している。

しかしながら、情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、前記

2 (3) イの㉗ないし㉘の情報等があるのであり、不開示部分③(7)に記載された情報は、米国から非公開を前提として発言されたものであって、国際慣行に照らせば、このような提案を開示することは、米国の我が国に対する信頼を損なうこととなることは上記のとおりであるから、上記の㉗の情報（他国等から公開を前提とせず提供された情報）又は㉘の情報（直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報）に該当するといえるものである。そうすると、原判決のいうように、秘密裏に行われ、かつ、当該交渉における発言について非公開約束があったことが証明される場合でなければ情報公開法5条3号の不開示情報に該当しないというのは、およそ同号の解釈として正当とはいえない。

なお、原判決は、その他の行政文書の一部開示により、日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した李ライン問題等を含む当時の日韓関係に関する事項についての見解等が明らかになっていると判示しているが、原判決の当該判示は、上記の「その他の行政文書」の一部開示により既に明らかとなっている情報と不開示部分③(7)に係る情報とはその内容に違いがあるのを正しく把握せず、当該「その他の行政文書」の一部開示部分に記載されている事項の内容を抽象化して捉え、あたかも両者が同内容のものであるかのように扱う誤りを犯しているものであって、相当でない。

(ウ) 不開示部分⑤について

原判決は、日韓両政府が紛争の解決に関する交換公文の案文を確定するに至るまでの具体的経緯等が他の行政文書の一部開示により既に公にされているから、不開示部分⑤に記載されている後宮アジア局長の個人的見解のおおよその趣旨を推測することは可能であること、既に日韓間

で紛争の解決に関する交換公文が調印されたこと、控訴人（被告）の主張を精査しても当該個人的見解がどのような観点から韓国との信頼関係を損ない又は韓国との交渉上の不利益を被るおそれがあるといえるかが明らかでないことをもって、不開示部分⑤に係る情報が情報公開法5条3号に該当しないとしている。

しかしながら、不開示部分⑤には、後宮アジア局長の竹島問題についての個人的見解が記載されているとともに、金大使が竹島問題の解決方針について示した当時及び現在の韓国政府の公式見解と一致しない内容の意見が示されていること、不開示部分⑤を開示した場合には、韓国及びその他の諸外国との信頼関係が損なわれ、我が国が韓国を始めとする他国との交渉上不利益を被るおそれがあることは、前記(3)ア(ウ)で述べたとおりである。原判決の上記判示は、不開示部分⑤の記載内容を正しく把握、評価していないものというべきものであり、相当でない。

(I) 不開示部分⑥(ア)について

原判決は、本件全証拠によっても、日本政府関係者がブラウンズ在韓米国大使（当時）から上記情報を入手するに当たり、不開示部分⑥(ア)に係る情報及びその入手先等を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がないことを、当該情報が情報公開法5条3号に該当しないことの理由に掲げている。

しかしながら、当該情報の内容それ自体に着目しても、当該情報が提供された経緯や日本政府が当該情報を入手した経緯に着目しても、当該情報が公にされることは日米韓いずれにおいても全く予定されていないものであったことは、前記(3)ア(エ)で述べたとおりである。

また、原判決は、あたかも、外交交渉の過程におけるやり取りに関する情報については、そのやり取りの内容及びその入手先等を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がない限り、情報公

開法5条3号には該当し得ないとの前提に立つものようであるが、当該情報は、上記(イ)の不開示部分③(イ)に係る情報と同様に、前記2(3)イの㉗ないし㉘の情報の中の㉙(他国等から公開を前提とせず提供された情報)及び㉚(直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報)に該当する情報であるから、当該情報について上記のような解釈が相当でないことについては、前記(イ)で述べたことがそのまま当てはまる。したがって、この点に関する原判決の上記判示は相当でない。

(オ) 不開示部分⑦について

原判決は、不開示部分⑦に記載されている後宮アジア局長の発言内容が他の行政文書の一部開示(乙A第40号証参照)により既に公にされていることが認められるから、同人の個人的見解のおおよその趣旨を推測することは可能であるとして、当該情報が情報公開法5条3号に該当しない旨判示している。

しかしながら、不開示部分⑦の記載の内容は、原判決が指摘する開示部分の記載に比して、より具体的かつ詳細なものである上、当該発言主体が、日本政府部内における条約の立案策定を所管する外務省条約局長であることをも踏まえれば、上記開示済みの記載とは質的に異なる重要性を持つものであることは、前記ア(オ)で述べたことから明らかというべきである。

また、原判決は、彼我の情報の価値・具体性等には様々なものがあることを捨象し、単純に、ある事柄に関する情報が一部開示されている以上、当該事柄に関するものである限り、その余の情報についても、具体的な情報の内容を踏まえた上での個別的な検討をすることなく情報公開法5条3号の該当性を否定するものであって、同号の解釈手法として不

相当というべきであるから、原判決の上記判断は相当でない。

(4) 小括

以上によれば、不開示部分②、③(7)、⑤、⑥(7)及び⑦に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

4 通し番号3-18(乙B第56号証)について

(1) 原判決の判示内容等

通し番号3-18の文書中の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のものは、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説11の部分で、同文書の35ページ及び36ページの部分であるが、そこに記載されているのは、通し番号3-34の文書中の一部開示されている部分の「韓国側の竹島一方的占拠という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。」との文言並びに昭和39年当時における①我が国側による国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案、②韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由及び③これに対する日本側の具体的な解決策であると推認することができる。

上記③に係る情報については、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するが、それ以外の不開示部分に係る情報のうち、上記①及び②以外については、通し番号3-34の文書中の一部開示により既に公にされているものであること、上記①及び②に係る情報については、韓国側が日本側に提示した解決策等が日韓両政府間で秘密裏に行われた会合等で示されたものであり、かつ、これを一般に公開しないことが約束されたことを認めるに足りる的確な証拠がないこと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることのほか、通し番号3-18の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえず、

竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえないから、上記①及び②に係る情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・2291ページ以下）。

以上の原判決の判示のうち、控訴人が不服を申し立てているのは、上記②について開示を命じた部分（別紙処分目録の同通し番号の⑦欄に記載の部分。以下「3-18不服部分」という。）である。

(2) 不服申立ての対象部分の情報内容

3-18不服部分の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、日本政府が韓国政府に提案した竹島問題の解決策としての国際司法裁判所への提訴案について、韓国政府がこれに反対する真の理由として韓国側から非公式に伝えられていた内容を踏まえた日本政府の推測的見解である。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

3-18不服部分が開示された場合、日韓間の竹島問題の解決策に関し、我が国が韓国側に提案した国際司法裁判所への提訴案に韓国政府が応じられない真の理由として示していたこと（例えば、通し番号3-32の文書中の不開示部分に記載されている。）が明らかとなる。

韓国側が国際司法裁判所への提訴に反対する理由として述べた内容は、韓国政府が相手国たる我が国以外には公表しないことを当然の前提として伝えたものであり、現に上記の反対理由は、現時点でも両国政府のいずれからも公にされていない。したがって、我が国が3-18不服部分を開示すれば、韓国との信頼関係が大きく損なわれるのみならず、我が国は秘密

保持の上で信頼の置けない国であると国際社会からみなされることとなり、今後外交交渉を行う可能性のある全ての諸外国との交渉上不利益が生じるおそれがあることが容易に想定される。

以上によれば、外務大臣が、3-18不服部分を開示した場合に、韓国との信頼関係が失われ、韓国を始め他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、本件全証拠によっても、3-18不服部分の事項が示された会合等が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該事項を一般に公開されないことが約束されたことを認めるに足りる的確な証拠はないことを理由として、3-18不服部分に係る情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

しかしながら、情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、前記2(3)イの㉗ないし㉘の情報等があるのであり、原判決がいうように、交渉が秘密裏に行われ、かつ、当該交渉における発言について非公開約束があったことが証明される場合でなければ情報公開法5条3号の不開示情報とならないとするのは、およそ同号の解釈として正当とはいえない。

3-18不服部分に係る情報は、上記の情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報とされる、他国等から公開を前提とせず提供された情報又は直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報に当たるといえるものである。

また、原判決は、上記結論を導く根拠の一つとして韓国側が日韓会談に

係る文書を公開していることを挙げるが、日本側で作成された通し番号 3-18 の文書中の 3-18 不服部分の記載と同一内容の情報が韓国側開示文書に記載されていることを認め得る証拠はない上、韓国側文書が開示されているとの一事をもって、3-18 不服部分の記載内容との異同を個別に検討しないで、その同一性を判断することができないのはいうまでもないから、原判決が挙げる上記根拠は、上記結論を支える根拠たり得ないものである。

(4) 小括

以上によれば、3-18 不服部分に係る情報は、情報公開法 5 条 3 号の不
開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

5 通し番号 3-21 (乙 A 4 2 号証) について

(1) 原判決の判示内容等

通し番号 3-21 の文書中の不開示部分 (別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの) に係る情報は、海上保安庁巡視船が竹島不法占拠の事実を視認した上で日本政府が執った具体的措置の内容、及び、同措置に関して日韓両政府の大使同士の面談の際に日本の大使が韓国の大使に示した意見又は見解である。本件全証拠によっても、上記面談が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該面談時の発言内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないこと、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるともいえないから、当該情報は情報公開法 5 条 3 号に該当するとは認められない (原判決別紙 5・2313 ページ以下)。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

竹島の領有権をめぐることは、日韓両国間において、現在もその紛争が継続し、取り分け昨今は李明博（イ・ミョンバク）韓国大統領の竹島上陸問題等を契機に情勢が緊迫化している状況にあること、日本政府は、かねてから、竹島問題について国際司法裁判所に提訴するとの選択肢の是非を継続的に検討しており、実際、平成24年8月21日に韓国側に対し国際司法裁判所への合意付託などを提案したことからすれば、こと竹島問題に関する外交情報の扱いは、通し番号3-21の文書作成時はもとより、本件各処分時においてもなお、外交情報の中でも特に慎重な配慮が必要とされるものである。

そして、上記各不開示部分の記載内容は、竹島が韓国側により不法占拠されている事実を視認した後に我が国政府が執った具体的措置の内容、仮定的な前提条件の下における我が国の対処方針も含めた検討内容の概要であり、また、その内容は、当時の日本政府の竹島の不法占拠問題に係る対処方針等について、あたかも積極的な対応を執ることについて、消極的な姿勢であったかのような誤解を韓国側に与えかねないものである。したがって、上記各不開示部分が公になれば、韓国政府が、今後、竹島問題について我が国と交渉等を行う際に、竹島問題に関する我が国の過去の認識、関心事項や見方を我が国の今後の対応を推察するための参考としたり、我が国が過去に採った具体的対処方針及びこれに至る検討内容を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記の日韓両政府の大使同士の面談が秘密裏に行われたもの

であり、かつ、当該面談時の発言内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことを理由として、上記各不開示部分に係る情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

上記各不開示部分に係る情報が日韓両政府の大使同士の面談の際に日本側から韓国側に示されたものであることは争うものではないが、当該面談は、その性格及び内容に照らして、非公開を前提としたものであることは自明のものであり、当該情報の内容を成す日本大使の発言は、非公開の当該面談におけるものであるし、領有権の帰属に関する機微な問題についての発言であるから、公開しないことを当然の前提とするものである。

被控訴人らは、竹島問題についての我が国の主張は、これまでも韓国に伝えられ、日本政府が既に公にしているなどと主張しているが、上記不開示部分に記載されている日本の大使の発言内容そのもの又はその趣旨のものは公にされておらず、また、前記アのとおり、上記不開示部分には当時の日本政府の立場に関して韓国側に誤解を与えかねない内容を含む発言内容が含まれていることに加え、日本側の公文書である外交文書の公開を通じて明らかになることは、我が国と韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるものであり、その影響は、例えば韓国側の議事録が開示されるなど、その他の方法により上記各不開示部分に係る情報が明るみになる場合とは質的に異なる。

また、原判決は、上記各不開示部分に係る情報を公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるともいえない旨判示している。しかし、前記アで述べたことに加え、上記各不開示部分を開示した場合の弊害は、単に韓国との竹島問題に関する交渉過程で生ずるものに限られるものではなく、今後我

が国が遭遇することが考えられる領土紛争にも広く生じ得るものであることからすれば、原判決のようにいうことは到底できないというべきであり、原判決の上記判示は相当でない。

(3) 小括

以上によれば、上記各不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

6 通し番号3-24(乙A第61号証)について

(1) 原判決の判示内容

通し番号3-24の文書中の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの)に係る情報は、昭和32年当時における領海問題及び漁業問題に関するソ連への対処方針に係るものであって、竹島問題自体に係るものではなく、また、これは、当時の外務事務次官の個人的見解である。本件全証拠によっても、上記の領海問題及び漁業問題が現在まで継続していることを認めるに足りる的確な証拠がないこと、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、現在も未解決である竹島問題又はその他の事項に関し、直ちに我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるとはいえないから、当該情報は情報公開法5条3号に該当するとは認められない(原判決別紙5・2318ページ以下)。

(2) 不開示部分の情報内容

上記不開示部分の記載内容についての原判決の認定は、昭和32年当時における領海問題及び漁業問題に関するソ連への対処方針に係るものであるという部分は正当であるが、竹島問題自体に係るものではないとしている部分は正当ではない。

すなわち、島の領有権問題は領海問題と関連するものであって、領有権に

ついて対立がある竹島問題は漁業問題である李ラインと密接不可分の関係にあった。そして、当該情報の内容を成す領海問題及び漁業問題に関するソ連への対処方針は、李ライン問題に関連して述べられたものである。したがって、この李ライン問題に関連して述べられた領海問題及び漁業問題は竹島問題自体にも深い関わりを持っているものである。

なお、上記不開示部分に係る情報は、日韓交渉に関する関係各省次官会議の議事録である通し番号3-24の文書中にあるものであり、その性質上、日本政府部内の検討・協議内容に関するものであって、韓国側には提示されていないものである。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

竹島の領有権をめぐることは、日韓両国間において、現在もその紛争が継続し、取り分け、昨今は李明博（イ・ミョンバク）韓国大統領の上陸問題等を契機に情勢が緊迫化している状況にあること、日本政府は、かねてから、竹島問題について国際司法裁判所に提訴するとの選択肢の是非を継続検討していたことからすれば（実際、平成24年8月21日に韓国側に対し国際司法裁判所への合意付託などを提案している）、こと竹島問題に関する外交情報の扱いは、通し番号3-24の文書作成時はもとより、本件各処分時においてもなお、外交情報の中でも特に慎重な配慮が必要とされるものである。

また、我が国はロシアとも北方領土問題を抱えており、ソ連との領海問題及び漁業問題に関する我が国の対処方針に関する情報も、同文書作成時はもとより、本件各処分時においてもなお、特に慎重な配慮が求められる。

そして、上記不開示部分の記載内容は、李ライン問題に関連して述べられた領海問題及び漁業問題に関するソ連への対処方針に関する内容のもの

であるだけでなく、李ライン問題に関する対応についての率直かつ個人的な見解としての内容を併せ持つものであるから、これを公にすれば、過去に我が国がソ連との間の領海問題及び漁業問題に関して執った対処方針が明らかになるとともに、当時我が国が李ライン問題に関して検討した対処方針もまた明らかになることとなり、ひいては、我が国が、今後同種の問題に対していかなる対処方針を採ることとなるかについての我が国の立場を推知されるおそれがある。

李ライン問題や、ソ連との間での北方領土問題は、現時点でも未解決の問題であり、韓国政府及びロシア政府にとって極めて関心の高い事項であるから、上記不開示部分に係る情報が公になれば、両国政府が、今後、同各問題について日本と交渉等を行う際に、同各問題に関する過去の日本側の認識、関心事項や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、上記不開示部分に係る情報は、昭和32年当時における領海問題及び漁業問題に関するソ連への対処方針に係るものであって、本件全証拠によっても、上記個別事情が現在まで継続していることを認めるに足りる的確な証拠がないことをもって、当該情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

しかしながら、まず、当該情報の内容の認定が正しくないことは、前記(2)で述べたとおりである。次に、当該情報には、領海・漁業問題に関するソ連への対処方針が記載されているが、これは現在もなおロシアとの間で精力的に交渉を行っている北方領土問題に関わるものであるから、上記個別事情が現在まで継続していることを認めるに足りる的確な

証拠がないとの原判決の判示は相当でない。

また、多くの離島を領土として保有し、領土を領海に囲まれている我が国においては、通し番号3-24の文書作成当時にソ連及び韓国との間での対応ぶりが検討されたものと同種の紛争が今後も生ずる可能性が常にあり、そこで検討された対処方針は、他の領土問題及び領海問題と無関係なものになるものではない。したがって、当該情報の内容が同文書作成時点の昭和32年当時の領土・領海問題に関するものであるからといって、当該情報自体が、原判決のいうその当時の個別事情であって、以後の同種の問題に関する我が国の対処方針とはおよそ関係がないかのごとき前提に立つことは、誤りといわなければならない。

(イ) また、原判決は、当該情報が外務事務次官の個人的見解であることを前提とし、通し番号3-24の文書が作成されてから長期間が経過していることを理由に、当該情報は情報公開法5条3号に該当しないとも判示している。

しかしながら、既に述べたとおり、当該情報は、日韓交渉に関する関係各省次官会議の議事録中にあり、外務事務次官という政府高官でもあり、また、日韓会談担当者であった人物の発言である上、その性質上、日本政府部内の検討・協議内容に関するものであって、これまで韓国側及びロシア側に提示されたことはない。そうすると、前記アで述べたとおり、当該情報が公になると、韓国政府及びロシア政府が今後同種の問題に対して日本政府が採る方針を把握し又は推測される材料となり得て、それが我が国がロシア及び韓国との交渉上不利益を被るおそれを導くのであり、時の経過は、このおそれが生じることを解消するものではない。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開

示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

7 通し番号3-27(乙A第64号証)について

(1) 原判決の判示内容

ア 通し番号3-27の文書中の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし⑦に記載のもの)に係る情報のうち、不開示部分①ないし⑥の記載は、電信文に係るものであり、(a)昭和29年当時、日本政府が在米大使館を通じて収集した米国側の竹島問題についての具体的見解、竹島問題に関する日本側の具体的な対策及び日韓両国間において見解を異にしている諸問題(竹島問題を含む。)について米国側が日本政府と協議した際に示した具体的見解、スタンス及び対応状況、在米大使館が竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認したことに関する具体的な対応状況、(b)電信文の様式に係る事項及び当該具体的見解を入手した経緯等を含むものであり、不開示部分⑦の記載は、昭和29年当時、日韓問題を平和的に解決する策として提出されたものの廃案となった具体的提案の内容である(原判決別紙5・2343ページ以下)。

イ 下記(ア)ないし(ウ)の各事情のほか、通し番号3-27の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、上記不開示部分に係る情報を公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場について、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえないとして、当該情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない(原判決別紙5・2345ページ以下)。

(ア) 不開示部分①ないし⑥のうち、上記アの各(a)に掲げた部分は、それらが昭和29年当時におけるものであり、日本政府関係者と米国政府関係者との間で米国側の竹島問題に関する対策又は見解等の内容を一般に

公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ) 不開示部分①ないし⑥のうち、上記アの各 (b) に掲げた部分は、電信文に一般的に記録される情報で、上記各 (a) に掲げた部分の情報とは別個の価値を有するものであるが、通し番号 3-27 の文書に昭和 29 年当時作成の電信文等が編年体でつづられており、日本政府が在米大使館を通じて日韓会談に関する米国側の具体的見解等の情報を積極的に収集するなどしていたことは相当程度明らかにされている上、控訴人 (被告) において、竹島問題等に関する米国側の具体的見解等が記録されている電信文を一部開示したものが多数存在する。

(ウ) 不開示部分⑦は、昭和 29 年当時、廃案になった日韓問題を平和的に解決するための具体策に係るものであるが、これが竹島問題等の日韓間で現在まで未解決である事項に係るものであると認めるに足りる的確な証拠はない。

(2) 不服申立ての対象部分の情報内容

不開示部分①ないし⑥の各 (b) の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりでである (このうち、発受信者、発受信日時、表題及び配布先に係る記載については、控訴人は不服を申し立てていない。)

また、不開示部分①ないし⑥の各 (a) 及び不開示部分⑦の各記載内容については、より具体的に言うと、日本政府が在米大使館及び国連代表部を通じて収集した情報で、米国側又は国連側の竹島問題についての具体的見解、日本政府が竹島問題について検討した具体的な対策及び対応状況、竹島問題について米国側が日本政府と協議した際に示した具体的見解、態度及び対応状況、在米大使館が竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認した状況及びそれに関する日本政府の具体的な対応状況が記載されている。これらの記載内容は、日韓間における未解決の竹島問題について、今後、日本側にとり不利に又は韓国側に有利に扱われ得る内容を多

分に含んでいる。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 情報公開法5条3号の「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」のある情報には、他国等から公開を前提とせず提供された情報や他国等に対する我が国の見解に関する情報等が含まれるとされており、また、「公にすることにより、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」がある情報には、現在進行中の又は将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報、過去又は現在の交渉に関する政府部内の検討に係る情報、過去又は現在の交渉に関する他国等との協議に係る情報、過去又は現在の交渉に関して執られた措置や対処方針が含まれる（高橋滋ほか・条解行政情報関連三法317ページ）。

不開示部分①ないし⑥の各(a)の記載内容(発受信者、発受信日時、表題及び配布先の部分を除く。以下同じ。)は、日本政府が米国大使館又は国連代表部を通じて情報収集等をした電信又は公信(電信によらず文書により発信するもの)の本文であるところ、往復書簡として発受されているため、各電信相互間の関連性が強く、往電が開示されれば返電の内容も相当程度推測することができる。

また、日本政府が竹島問題について検討していた具体的対応策に対する米国又は国連側の具体的見解を在米大使館又は国連代表部を通じて内密裏に入手した情報については、我が国がこれを開示すれば、米国及び国連との信頼関係が損なわれることはもとより、米国、国連、その加盟国等の他国からも機密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは想像に難くない。

さらに、上記各不開示部分には、日本政府が竹島問題について検討していた具体的対応策に対する米国又は国連側の具体的見解を踏まえて、日本政府が竹島問題に関する具体的対応策を検討した内容が含まれているところ、これらは公にすることを予定していないものである。

不開示部分⑦は、「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する文書の一部であり、不開示部分①ないし⑥に係る電信等により在米大使館及び国連代表部を通じて秘密裏に入手した情報を踏まえ、日本政府が竹島問題について検討していた具体的対応策を廃案とした経過の要旨が記載されているから、不開示部分⑦を開示すれば、不開示部分①ないし⑥の不開示部分の記載の要旨も推測されるおそれがある。

以下では、不開示部分①ないし⑥の電信又は公信ごとに、おおむねそれらの発信順に従って詳述する。

(4) 不開示部分③(通し番号3-27の文書の149ないし151ページ)について

不開示部分③は、岡崎外務大臣から在米大使宛ての電信(第836号)であり、その表題に「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に関する件」と記載されているとおり、同不開示部分には、日本政府が竹島問題について検討していた具体的対応策に関し、在米大使館を通じて米国側からサンフランシスコ平和条約2条の解釈に係る米国側の具体的な見解を得るべく対応した状況、及び、米国側の具体的な見解の内容に応じてそれぞれ対応策を講ずべく、日本政府内部において検討されていた対応策が記載されている。このような内部的な検討に係る情報は、そもそも公にすることが予定されていない情報である上、日韓間において現在もなお未解決の竹島問題について、過去の日本政府内の検討に係る情報又は過去の交渉に関する米国側との協議及び交渉に関して執られた措置や対処方針に係る情報であるから、公にすることにより他国若しくは

国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報に該当する。

(ウ) 不開示部分①(通し番号3-27の文書の106ページ)について

不開示部分①のうち106ページの部分は、在米大使から岡崎外務大臣宛ての電信(第1148号)であり、同105ページの表題に「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に関する件」と記載されているとおり、上記(イ)の不開示部分③の電信(第836号)に対する返信である。そのため、不開示部分①のうち106ページの電信(第1148号)が開示されれば、不開示部分③の電信(第836号)の不開示情報についても相当程度推知することができる。

不開示部分①のうち106ページの電信(第1148号)は、本文冒頭に「貴電第八三六号に関し御訓令の趣旨に関し国務省の意向を打診したが本件に関する同省内部事情に関し係官の内話せるところ左の通り。」とあるとおり、在米大使館が米国国務省からサンフランシスコ平和条約2条の解釈に係る米国側の具体的な見解を内密裏に聴取した内容が報告されているものである。上記の「内話」という用語は、我が国外交関係者の間では、現在においても、当該会談の内容を対外的に言及しないことを前提とする旨を明示的に合意あるいは暗黙に了解した場合に使用する用語であることから、当該不開示部分に係る情報は、米国側から公開を前提とせずに提供された情報であるということができ、公にすることにより他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれのある情報に該当するというべきである。

また、不開示部分①の106ページの電信(第1148号)には、日本政府が竹島問題に関する具体的な対応策を検討するに当たり、サンフランシスコ平和条約2条の解釈に係る米国側の具体的な見解を把握しようとしたのに対し、米国側が、自身の外交上の立場に配慮しつつ、日本側に対して米国側の態度又は具体的な見解を明らかにした内容が記載さ

れており、過去における日本政府内の検討状況、竹島問題に関して執られた措置や対処方針を含むものであるから、上記不開示部分に係る情報は、この点においても、公にすることにより他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報に該当するものである。

(I) 不開示部分④（通し番号3-27の文書の153ページ）について

不開示部分④は、岡崎外務大臣から在米大使宛ての電信（第886号）であり、その表題に「竹島の領有権に関する平和条約第二条の解釈に関する件」、本文冒頭に「貴電第一一四八号に関し」と記載されているとおり、通し番号3-27の文書の105及び106ページの電信（第1148号）に対する返信であるため、不開示部分④の電信（第886号）が開示されれば、上記(ウ)の不開示部分①の106ページの電信（第1148号）の不開示情報についても相当程度推知することができる。

不開示部分④の電信（第886号）は、上記の在米大使発岡崎外務大臣宛て電報第1148号によりもたらされた米国側の態度及び具体的な見解を踏まえて、日本政府が竹島問題について検討していた具体的な対応策に関する方針が記載されている。このような内部的な検討内容は、そもそも公にすることが予定されていないものである上、過去における日本政府内の検討状況、竹島問題に関して執られた措置や対処方針を含むものであるから、不開示部分④に係る情報は、公にすることにより他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのある情報に該当するものである。

(ウ) 不開示部分⑥（通し番号3-27の文書の210ないし214ページ）について

不開示部分⑥のうち210ないし214ページは、在米大使から緒方国务大臣宛ての公信（第2557号）であり、表題に「竹島問題に関する件」、本文冒頭に「貴電第八八六号を以て御訓令ありたる本件に関し、

左の通り御報告する。」とあるとおり、上記 (イ) の不開示部分④の電信 (第 886 号) に対する返信であるため、不開示部分⑥のうち 210 ないし 214 ページの公信 (第 2557 号) が開示されると、不開示部分④の電信 (第 886 号) の内容も相当程度推知することができる。

不開示部分⑥のうち 210 ないし 214 ページの公信 (第 2557 号) には、日本政府が竹島問題について検討していた具体的な対応策に関して、米韓関係という背景事情を踏まえた米国側の態度や竹島問題の領有権に関する平和条約 2 条の解釈に関する米国側の具体的な見解を報告するとともに、予想される米国側の態度に関する検討内容が記載されている。このような内部的な検討内容は、そもそも公にすることが予定されていないものである上、過去における日本政府内の検討状況、竹島問題に関して執られた措置や対処方針を含むものであるから、上記不開示部分に係る情報は、公にすることにより他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれのある情報に該当するものである。

(カ) 不開示部分⑤ (通し番号 3-27 の文書の 161 ないし 164 ページ) について

不開示部分⑤のうち 161 ないし 164 ページは、岡崎外務大臣から在米大使宛ての電信 (第 1003 号) であり、同 160 ページの表題に「竹島問題に関する件」、本文冒頭に「貴信政第二五五七号に関し」とあるとおり、上記 (イ) の不開示部分⑥のうち 210 ないし 214 ページの電信 (第 2557 号) に対する返信であるため、不開示部分⑤のうち 160 ないし 164 ページの電信 (第 1003 号) が開示されると、不開示部分⑥のうち 210 ないし 214 ページの電信 (第 2557 号) の内容も相当程度推知することができる。

不開示部分⑤のうち 160 ないし 164 ページの電信 (第 1003 号) には、日本政府が竹島問題について検討していた具体的な対応策につい

て、韓国側の反応やその後予想される韓国側の対応等を具体的に想定した日本政府の対応方針を検討した経過、及び、日本政府の具体的な対応策に対して予想される米国側の態度を把握しようとした状況が記載されている。このような内部的な検討内容については、そもそも公にすることが予定されていない情報である上、過去における日本政府内の検討状況、竹島問題に関して執られた措置や対処方針を含むものであるから、上記不開示部分に係る情報は、公にすることにより他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのある情報に該当するものである。

(#) 不開示部分②(通し番号3-27の文書の116ないし118ページ)について

不開示部分②は、在米大使から岡崎外務大臣宛ての電信(第1377号)であり、表題に「竹島問題に関する件」、本文冒頭に「貴電第一〇〇三号に関し」とあるとおり、上記(カ)の不開示部分⑤のうち160ないし164ページの電信(第1003号)に対する返信であるため、不開示部分②の電信(第1377号)が開示されると、不開示部分⑤のうち160ないし164ページの電信(第1003号)の内容も相当程度推知することができる。

不開示部分②の電信(第1377号)には、日本政府が竹島問題について検討していた具体的な対応策に対する米国側関係者の態度、そこから推測される米国政府の具体的な見解及びその理由についての回答が記載されており、これらの情報は、在米大使館を通じて米国側関係者から非公式に入手したもので、公にしない前提で我が国に提供されたものであり、他国等より公開を前提とせず提供された情報であるから、公にすることにより他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれのある情報に該当するものである。

(ク) 不開示部分⑤(通し番号3-27の文書の165及び166ページ)に

ついて

不開示部分⑤のうち165及び166ページは、岡崎外務大臣から国連代表部宛ての電信（第229号）であり、表題に「竹島問題に関する件」、本文冒頭に「米あて電報第一〇〇三号に関し」とあるとおり、上記(カ)の不開示部分⑤のうち160ないし164ページの電信（第1003号）を補足して発信されたものであるため、不開示部分⑤のうち165及び166ページの電信（第229号）が開示されると、同160ないし164ページの電信（第1003号）の内容も相当程度推知することができる。

不開示部分⑤のうち165及び166ページの電信（第229号）は、国連代表部を通じ、日本政府が竹島問題について検討していた具体的な対応策に対する国連側の具体的な見解を入手しようとした日本政府の対応状況が記載されているところ、このような内部的な検討内容は、そもそも公にすることが予定されていない情報である上、過去における日本政府内の検討状況、竹島問題に関して執られた措置や具体的対処方針を含むものであるから、上記不開示部分に係る情報は、公にすることにより他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのある情報に該当するものである。

(ク) 不開示部分⑥(通し番号3-27の文書の215ないし218ページ)について

不開示部分⑥のうち215ないし218ページは、国連日本代表部長から緒方大臣代理宛ての公信（第791号）及びその添付文書であるところ、表題に「竹島問題に関する件」とあるとおり、国連代表部を通じて内密裏に入手した情報を踏まえ、日本政府が竹島問題について検討していた具体的対応策に関して参考となる資料を送付するものであり、日本政府の竹島問題に関する具体的対応策の準備状況が記載されている。

このような内部的な検討内容は、そもそも公にすることが予定されていない情報である上、過去における日本政府内の検討状況、竹島問題に関して執られた措置や対処方針を含むものであるから、上記不開示部分に係る情報は、公にすることにより他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報に該当するものである。

(ロ) 不開示部分①(通し番号3-27の文書の107ないし109ページ)について

不開示部分①のうち107ないし109ページは、国連代表部から岡崎外務大臣宛ての電信(第296号)であり、表題に「竹島問題に関する件」、本文冒頭に「貴電第二二九号に関し」と記載されているとおり、上記(ウ)の不開示部分⑤のうち165及び166ページ(第229号)に対する返信であるため、不開示部分①のうち107ないし109ページの電信(第296号)が開示されると、不開示部分⑤のうち165及び166ページ(第229号)の内容も相当程度推知することができる。

不開示部分①のうち107ないし109ページの電信(第296号)は、本文冒頭に「(不開示部分)に部員をして内々質さしめたる結果左の通り。」と記載されているとおり、日韓間において現在まで未解決の竹島問題に関し、日本政府が国連代表部を通じて秘密裏に収集した情報が記載されているものであり、日本が竹島問題について検討していた具体的な対応策に対する国連側の具体的見解を含むものである。そして、これらは「内々」に得た情報であることを明示していることからすると、公開を前提とせずに我が国に伝達されたものであるといえるものであるから、上記不開示部分に係る情報は、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれのある情報に該当するものである。

(ハ) 不開示部分①(通し番号3-27の文書の110及び111ページ)に

ついて

不開示部分①のうち110及び111ページは、国連日本代表部長から岡崎外務大臣宛ての電信（第298号及び299号）であり、表題に「竹島問題に関する件」、110ページの電信（第298号）の本文冒頭に「往電第二九六号に関し」とあるとおり、上記(イ)の不開示部分①のうち107ないし109ページの外務大臣宛て電信（第296号）に関連して追加情報等を伝える岡崎外務大臣宛ての電信である。また、同111ページの電信（第299号）は、本文冒頭に「往電第298号に関し」とあるとおり、同110ページの電信（第298号）に関連して更に追加情報等を岡崎外務大臣宛てに伝える電信であるため、不開示部分①のうち110及び111ページの電信（第298号及び第299号）が開示されると、不開示部分①のうち107ないし109ページの電信（第296号）の内容も相当程度推知することができる。

不開示部分①のうち110及び111ページの電信（第298号及び第299号）は、国連代表部が自ら入手した非公式の情報を踏まえて、その後の日本政府の具体的な対応を内部的に検討した内容が含まれているものであり、このような内部的な検討内容は、そもそも公にすることが全く予定されていない情報である上、過去における日本政府内の検討状況、竹島問題に関して執られた措置や対処方針を含むものであるから、上記不開示部分に係る情報は、公にすることにより他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報に該当するものである。

(イ) 不開示部分⑤（通し番号3-27の文書の167及び168ページ）について

不開示部分⑤のうち167及び168ページは、岡崎外務大臣から国連日本代表部長宛ての電信（第247号）であり、表題に「竹島問題に関する件」と記載され、本文冒頭に「貴電第二九八号に関し」とあると

おり、上記(サ)の不開示部分①のうちの110ページの電信(第298号)に対する返信であるため、不開示部分⑤のうち167及び168ページの電信(第247号)が開示されると、不開示部分①のうちの110ページの電信(第298号)の内容も相当程度推知することができる。

不開示部分⑤のうち167及び168ページの電信(第247号)は、上記不開示部分①の国連代表部から岡崎外務大臣に宛てた電信により報告された内容を踏まえ、また、日本政府が竹島問題について検討していた具体的な対応策に対する米国側の態度を踏まえ、日本政府の竹島問題に関する対応方針が記載されているものであり、このような内部的な検討内容は、そもそも公にすることが全く予定されていない情報である上、過去における日本政府内の検討状況、竹島問題に関して執られた措置や対処方針を含むものであるから、上記不開示部分に係る情報は、公にすることにより他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報に該当するものである。

(ヌ) 以上のとおりであるから、外務大臣が上記各情報を開示することによって他国等との交渉上不利益を被り、又は他国等との信頼関係が失われるおそれがあると判断したことが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえず、上記情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして外務大臣の判断に違法はない。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、上記の不開示部分①ないし⑥の各(a)に掲げた部分及び不開示部分⑦について、それらが昭和29年当時におけるもので、日本政府関係者と米国政府関係者との間で米国側の竹島問題に関する日本側の具体的な対策又は見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はなく、通し番号3-27の文書作成後の時の経過や情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的

にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場について、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない旨判示する。

(イ) しかしながら、不開示部分①ないし⑥の各(a)に掲げた部分については、前記アで述べたとおり、いずれも一般に公開しないことが当然の前提とされていた情報に関するものであるから、一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠がないことを理由として上記各不開示部分に係る情報が情報公開法5条3号の不開示情報に当たらないとするのは、相当でない。

(ウ) また、情報公開法5条3号にいう他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、前記2(3)イの㊸ないし㊹で挙げた情報等があるのであり、原判決のいうように、秘密裏に行われたり、当該発言について非公開約束があったことが証明される場合でなければ情報公開法5条3号の不開示情報に該当しないというのは、およそ同号の解釈として正当であるとはいえない。

そして、外交交渉においては、利害を共有する国家間の場合、両国政府の担当者が、率直に自国の事実認識や利害状況を述べ合うことにより、初めて、双方の利害を的確に踏まえた誠実な外交交渉が成り立つものであり、このような交渉の過程での意見交換等の内容は、それが当初から公表を予定して行われるのでない限り、基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行であって、当事国の提案や意見が、秘密裏に行われた会合等で示され、若しくは明示的に不開示とする約束がされたことが証拠上裏付けられない限り、上記のようなおそれがあるとはいえないとする原判決の判示は、外交交渉ないし外交文書の性質を見誤るものというべきである。

(イ) さらに、不開示部分①ないし⑥の各(a)に掲げた部分及び不開示部分⑦は、在米大使又は国連代表部がその情報源から秘密裏に入手した情報が含まれているため、前記(ウ)で述べた情報公開法5条3号にいう他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある情報の具体例として挙げられる、他国等から公開を前提とせず提供された情報に当たることはもちろん、直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国の他国等との信頼関係を損なうこととなるおそれのある情報にも当たるものである。そして、これらの情報を開示すれば、米国及び国連との信頼関係が損なわれ、米国、国連及びその加盟国等の他国から機密保持が期待できない国とみなされて国際的な信用が失墜するおそれがあることは、前記ア(ア)で述べたとおりである。原判決は、米国及び国連との信頼関係については何ら検討しておらず、「直ちに韓国政府に誤解を生じさせ」るおそれがあるとはいえないと判示するだけで上記結論に至っているものであり、この点においても原判決の判断は相当でない。

(ウ) 加えて、不開示部分①ないし⑥の各(a)に掲げた部分及び不開示部分⑦には、日本政府が竹島問題について検討していた具体的対応策に対する米国側又は国連側の具体的な見解や態度等を踏まえて、日本政府内において竹島問題に関する具体的な対応策を検討した内容も記載されており、これらに係る情報が開示された場合、昭和29年当時の日本、韓国間の竹島問題に関する外交交渉の帰すうに関する日本側の見通しが明らかとなる。竹島問題については、国際的な司法手続を含む紛争解決手続にのっとり、法と正義に基づいて解決するとの我が国の基本方針の下、平成24年(2012年)8月に国際司法裁判所に共同付託することを韓国側に提案するなど、竹島問題はすぐれて現在性のある未解決の問題であり、韓国政府にとって極めて関心の高い事柄であるから、当該情報

が公になれば、韓国政府が、今後、同問題について日本と交渉等を行う際に、過去の日本側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

また、国際的に大きな影響力を持つ米国が、竹島問題についていかなる態度・方針を採っていたかは、当事国である韓国のみならず、国際社会の大きな関心事であり、竹島問題の解決にも少なからぬ影響を及ぼし得るものであって、このことは、通し番号3-27の文書が作成されてから長期間を経ていることによって何ら左右されるものではない。したがって、原判決が、同文書の各不開示部分に係る情報の情報公開法5条3号該当性を否定する理由として時の経過等の事情を挙げていることも、相当でない。

(4) 小括

以上によれば、上記各不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

8 通し番号3-30（乙B第67号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号3-30の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）に係る情報は、昭和40年当時、第三国である米国の在韓米大使館参事官から非公式に提示された竹島問題等に関する個人的見解である。本件全証拠によっても、在韓米大使館参事官と日本政府関係者との間で当該見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はなく、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、当該情報を公にした

としても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえず、当該情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・2362ページ）。

なお、控訴人は、不開示部分①のうち、通し番号3-30の文書の19ページの電信の発受信者、発受信日時、表題及び配布先の記載部分については、不服を申し立てていない。以下、同文書における不開示部分①というときは、上記の記載部分を除くもの（別紙処分目録の同通し番号の⑦欄に記載の部分）である。

(2) 不開示部分の情報内容

上記不開示部分の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりにあるが、より具体的に言うと、2通の電信文書であり、その本文部分には、在韓米国大使館の参事官が、非公式に、竹島問題に係る日本政府の対応に関して述べた具体的かつ率直な米国側の見解が記載されている。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(ア) 情報公開法5条3号にいう「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」のある情報の具体例の中には、前記2(3)イで述べたとおり、他国等より公開を前提とせず提供された情報や直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報等がある。また、「公にすることにより、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」がある情報の具体例としては、現在進行中の又は将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す

対処方針等の情報、過去又は現在の交渉に関する政府部内の検討に係る情報、過去又は現在の交渉に関する他国等との協議に係る情報、過去又は現在の交渉に関して執られた措置や対処方針が挙げられている（高橋滋ほか・条解行政情報関連三法 316 ページ以下）。

(イ) 不開示部分①の電信の本文部分の記載内容は、在韓米国大使館ハビブ参事官が、非公式に、昭和40年当時の日韓国交正常化交渉における日本政府の竹島問題に対する対応方針及び具体的な対応状況について、その問題点を指摘し、米国側の具体的かつ率直な意見を述べたものであり、不開示部分②の電信は、ハビブ参事官が、非公式に、韓国政府関係者の発言等を踏まえ、昭和40年当時の日韓国交正常化交渉における日本政府の竹島問題に対する対応方針及び具体的な対応状況について、米国側の具体的かつ率直な意見を述べたものである。

(ロ) 不開示部分①及び②に係る情報が開示された場合、昭和40年当時の日韓間の日韓国交正常化交渉及び竹島問題に関する外交交渉に関する米国側の具体的な見解等が明らかとなるが、竹島問題については、国際的な司法手続にのっとり法と正義に基づいて竹島問題を解決するとの我が国の基本方針の下、平成24年（2012年）8月に国際司法裁判所に合意付託することを韓国側に提案するなど、竹島問題はすぐれて現在性のある未解決の問題であり、韓国政府にとって極めて関心の高い事柄であるから、当該情報が公になれば、韓国政府が、今後、竹島問題について日本と交渉等を行う際に、竹島問題に関する過去の米国側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、米国側が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが十分想定される。

また、米国は、竹島問題の当事国ではないが、国際社会において多大

な影響力を有することから、当時の竹島問題やこれとの関連における日韓国交正常化交渉についての米国の対応方針等が韓国政府に知られることになれば、韓国政府が、我が国との今後の竹島問題に関する交渉等に当たり、米国が過去に述べた見解等を自国に有利な交渉材料として利用することなどが考えられ、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれも十分想定される。

さらに、当該情報に記載された竹島問題についての米国の見解等は、飽くまで米国政府内部の非公式情報であり、公にしない前提で我が国に提供されたものであって、我が国が、このような米国政府の内部的方針に関わる情報を漫然と開示すれば、米国政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも機密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは想像に難くない。

(I) 以上によれば、外務大臣が、不開示情報①及び②に係る情報を開示することによって米国等との信頼関係が失われるおそれがあり、また、韓国との外交交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

(ア) 原判決は、本件全証拠によっても、在韓米大使館参事官と日本政府関係者との間で竹島問題等に関する個人的見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないとして、不開示部分①及び②に係る情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

しかし、外交交渉においては、一般的に、利害を共有する国家間の場合、両国政府の担当者が率直に自国の事実認識や利害状況を述べ合うことにより初めて、双方の利害を的確に踏まえた誠実な外交交渉が成り立

つものであり、このような交渉の過程での意見交換等の内容は、それが当初から公表を予定して行われる場合でない限り、基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行である。

そして、不開示部分②の表題には、「日韓問題についてハビブ参事官内話」と記載されており、また、開示されている同不開示部分の直前の部分である通し番号3-30の文書の21ページ(-19-)には、「ハビブ参事官は、日韓問題に関しおよそ次のとおり内話した。」との記載があるところ、この「内話」という用語は、我が国外交関係者の間では、現在においても、その内容を対外的に言及しないことを前提とする旨を明示的に合意あるいは暗黙に了解した場合に使用する用語である。そのため、不開示部分①及び②を含む同文書に記載されたハビブ参事官の見解等は、基本的には不開示とされる外交交渉の過程において公にしないことを前提として述べられたものである。したがって、不開示部分①及び②に係る情報については、日本政府関係者とハビブ参事官との間で一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠がないとの原判決の判示は、外交交渉あるいは外交文書の性質を見誤ったものであり、相当でない。

また、前記ア(ア)で述べたとおり、情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、前記2(3)イの㉗ないし㉘で挙げた情報等があるから、原判決のいうように、交渉が秘密裏に行われ、かつ、当該交渉における発言について非公開約束があったことが証明される場合でなければ情報公開法5条3号の不開示情報に該当しないというのは、およそ同号の解釈として正当とはいえない。

(イ) また、原判決は、不開示部分①及び②に係る情報「を公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府

に誤解を生じさせたり，当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない」と判示する。

しかし，当該情報は，ハビブ参事官が，非公式に，日韓国交正常化交渉における日本政府の竹島問題に対する具体的な対応方針について，その問題点を指摘し，かつ，韓国政府関係者の発言を踏まえて，米国側の具体的かつ率直な見解を述べたものであり，米国側から公開を前提とせず我が国に提供された情報である。そうすると，当該情報は，情報公開法5条3号にいう，公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例として挙げられている，他国等から公開を前提とせず提供された情報，又は，直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し，米国が我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報に当たるものといえるのであり，このような情報を開示すれば，米国政府との信頼関係が損なわれることはもとより，他国からも機密保持が期待できない国とみなされて，国際的な信用が失墜するおそれがあることは想像に難くない。

また，原判決は，上記判示部分を見ると明らかとおり，韓国との信頼関係について検討するにとどまっており，米国との信頼関係については何ら検討していない。そうすると，この点からしても，原判決の上記判示に係る判断は相当でないというべきである。

(ウ) 加えて，前記アで述べたとおり，不開示情報①及び②に係る情報が開示された場合，昭和40年当時の日韓間の日韓国交正常化交渉における竹島問題に関する外交交渉に関する米国側の見解等が明らかとなるところ，既に指摘したとおり，竹島問題は，すぐれて現在性のある未解決の問題であり，韓国政府にとって極めて関心の高い事柄であるから，これが公になれば，韓国政府が，今後，竹島問題について日本と交渉等を行

う際に、竹島問題に関する過去の米国側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、米国が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることが考えられるのであり、それにより、我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定されるものである。殊に、国際的に大きな影響力を持つ米国が、竹島問題についていかなる態度・方針を採っていたかは、当事国である韓国のみならず、国際社会の大きな関心事であり、その解決にも少なからぬ影響を及ぼすものであって、このことは通し番号3-30の文書作成時から長期間を経ていることによつて左右されるものではない。

(4) 小括

以上によれば、不開示情報①及び②に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

9 通し番号3-32 (乙A第69号証) について

(1) 原判決の判示内容

通し番号3-32の文書中の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの)に係る情報は、昭和38年当時、日韓の会合において、韓国側が日本側に述べた竹島問題に関する情報である。本件全証拠によつても、当該会合が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該会合での発言等の内容が一般に公開されないことを約束したことを認めるに足りる的確な証拠はないこと、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるともいえないから、当該情報は情報公開法5条3号に該当するとは認められない(原判決別紙5・2373ページ)。

(2) 不開示部分の情報内容

上記不開示部分の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、竹島問題に関し、日本側が韓国側に対し、国際司法裁判所への提訴案を提示したのに対し、韓国側が非公開を前提とした協議の中で国際司法裁判所への提訴案に賛同できない真の理由を率直に述べた具体的な見解が記載されている。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 韓国を含む他国との信頼関係を損ない、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

上記不開示部分の記載内容は、韓国側が国際司法裁判所の提訴に反対する真の理由として述べた率直な見解であり、正に相手国たる我が国以外には公表しないことを当然の前提として伝えられた情報であって、現に、上記情報は両国政府のいずれからも公にされていない。それゆえ、我が国が、上記不開示部分に係る情報を開示すれば、我が国に対する韓国の信頼関係が大きく損なわれ、今後の日韓間における外交交渉において、我が国が交渉上不利益を被るおそれが容易に想定される。

また、我が国が上記内容の情報を開示すれば、以後、我が国は、韓国からはもとより、今後、我が国と外交交渉を持つ可能性のある全ての諸外国から、外交上の機密を保持することが期待できない国とみなされ、国際的な信用が大きく失墜することとなる。この場合、諸外国は、我が国との外交交渉自体を拒む事態に至ることにもなりかねず、たとえ外交交渉に応じたとしても、我が国に対し、当事国以外にも公表可能な情報を除いては、その時々率直な意見交換をすることを差し控えるなどして、我が国が外交交渉上不利益を被るおそれもまた容易に想定される。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記不開示部分の見解が示された会合が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該会合での発言等の内容が一般に公開されないことを約束したことを認めるに足りる的確な証拠はないことを理由として、上記不開示部分に係る情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

しかしながら、情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、前記2(3)イの㉗ないし㉘で挙げた情報等があるから、原判決がいうように、会合が秘密裏に行われ、かつ、当該会合における発言について非公開約束があったことが証明される場合でなければ情報公開法5条3号の不開示情報とならないとするのは、およそ同号の解釈として正当とはいえない。

そして、上記不開示部分に係る情報は、韓国から、非公開を前提として提示されたものであって、国際慣行に照らせば、かかる発言等を開示することは韓国の我が国に対する信頼を損なうこととなるから、情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等の信頼関係を損なうおそれのある情報とされる、他国等から公開を前提とせず提供された情報又は直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報に当たるといえるものである。

以上のことからすると、当該情報は情報公開法5条3号に該当しないとする原判決の上記判示は、相当でない。

(4) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

10 通し番号3-34(乙A第71号証)について

(1) 原判決の判示内容

通し番号 3-34 の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、昭和 39 年当時、日韓両政府間の交渉等において韓国側が日本側に示した竹島問題の解決案としての具体的主張である。本件全証拠によっても、当該日韓両政府間の交渉等が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないこと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることに加え、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるともいえないから、当該情報は情報公開法 5 条 3 号に該当するとは認められない（原判決別紙 5・2384 ページ以下）。

なお、控訴人が不服を申し立てているのは、上記不開示部分のうち、同文書の 59 ページ（-59-）の上から 2 行目の 3 文字目ないし 8 行目（ただし、5 行目から 6 行目の「韓国としては I C J には応じない可能性多く、」との文言部分を除く。）及び 71 ページ（-71-）の上から 2 行目の 3 文字目ないし 8 行目（ただし、5 行目から 6 行目の「韓国としては I C J には応じない可能性多く、」との文言部分を除く。）について開示を命じた部分（別紙処分目録の同通し番号の⑦欄に記載の部分。以下「3-34 不服部分」という。）である。

(2) 不服申立ての対象部分の情報内容

3-34 不服部分の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より具体的に言うと、昭和 39 年当時の日韓両政府間の交渉等において、日本政府が韓国政府に提案した竹島問題の解決策としての国際司法裁

判所への提訴案について韓国政府がこれに反対する真の理由として、韓国側から非公式に伝えられていた内容を踏まえた日本政府の推測的見解と、これを踏まえた日本政府の対応ぶりであり、これらは過去に明らかにされていないものである。また、3-34不服部分のうち、通し番号3-34の文書の59ページ及び71ページの各上から2行目から5行目の部分は、前記4で述べた通し番号3-18の文書の不開示部分②と同一の内容である。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が損なわれ、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

3-34不服部分に係る情報が開示された場合、昭和39年当時の日韓間の竹島問題の解決策に関し、我が国が韓国側に提案した国際司法裁判所への提訴案に韓国政府が応じられない真の理由として示していたもの（例えば、通し番号3-32の文書中の不開示部分に記載されている。）と、これを踏まえた日本政府の更なる対応ぶりとして当時検討されていた内容が明らかとなる。

3-34不服部分に係る情報のうち、韓国側が国際司法裁判所への提訴に反対する理由として述べた内容は、韓国政府が相手国たる我が国以外には公表しないことを当然の前提として我が国に示したものであり、現に、それに係る情報は両国政府のいずれからも公にされていない。したがって、我が国が当該情報を開示すれば、韓国との信頼関係が大きく損なわれ、我が国は、機密保持の上で信頼の置けない国であると国際社会からみなされることとなり、今後外交交渉を行う可能性のある全ての諸外国との交渉上不利益を被る結果となることが容易に想定される。

また、3-34不服部分に係る情報のうち、韓国政府からの情報を踏まえた日本政府の対応ぶりについても、竹島問題は、既に述べたとおり、現時点でも未解決の問題であり、韓国政府にとっても極めて関心の高い事柄

であるから、これが公になれば、韓国政府が、今後、竹島問題について日本と交渉等を行う際に、竹島問題に関する過去の日本側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられるのであり、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが十分想定される。

以上によれば、外務大臣が、3-34不服部分を開示した場合に、韓国との信頼関係が失われ、韓国を始め他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、3-34不服部分の主張が示された日韓両政府間の交渉等が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないこと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることを理由として、3-34不服部分に係る情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

しかしながら、情報公開法5条3号のいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、前記2(3)イの㊦ないし㊧で挙げた情報等があるから、原判決のいうように、交渉が秘密裏に行われ、かつ、当該交渉における発言について非公開約束があったことが証明される場合でなければ情報公開法5条3号の不開示情報に該当しないとするのは、およそ同号の解釈として正当とはいえない。

そして、3-34不服部分に係る情報は、韓国から非公開を前提として提示されたものであって、国際慣行に照らせば、このような情報を開示することは韓国の我が国に対する信頼を損なうこととなるものである

から、情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例として挙げられている、他国等から公開を前提とせず提供された情報、又は、直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、韓国が我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報に当たるものということができる。

(イ) また、原判決は、韓国において、韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることも、3-34不服部分に係る情報が情報公開法5条3号に該当しないことの理由として掲げている。

しかしながら、韓国において韓国側が公開した行政文書の中に当該情報と同内容ないし同趣旨と認められる情報があるか否かについて、これを判断できるような証拠は提出されていないのであるから、原判決の上記判示は、証拠に基づかない認定判断であるというべきである。また、韓国側文書が開示されているとの一事をもって、3-34不服部分の記載内容との異同を個別に検討しないまま、その同一性を判断できないのはいうまでもないから、原判決が挙げる上記根拠は、上記結論を支える根拠たり得ないものである。

(ウ) なお、3-34不服部分（通し番号3-34の文書の59ページ及び71ページの不開示部分）は、通し番号3-18の文書の36ページの不開示部分と同一の内容であるところ、原判決においても、通し番号3-18の文書の36ページ6行目8文字目以降については、それに係る情報を不開示とすることは適法であると正当に判示されている（原判決別紙5・2292ページ以下）。このこととの対比においても、3-34不服部分について開示を命じた原判決は、誤りを犯しているものであり、相当でない。

(4) 小括

以上によれば、3-34不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不
開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべ
きである。

11 通し番号3-43（乙B第79号証）について

(1) 原判決の判示内容

ア 通し番号3-43の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の
⑤欄に記載のもの）に係る情報は、昭和29年当時の以下のものと推認で
きる（原判決別紙5・2435ページ）。

㊦ 在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況

㊧ このような状況を踏まえた竹島問題の解決案についての同大使の意見
（日本政府の公式の方針とは大幅に異なるもの）

㊨ 通し番号3-27の文書について認定したのと同様の電信文の様式に
係る事項及び上記㊦の情報を入手した経緯等に係るもの（原判決別紙
5・2441ページ）

イ 上記㊧の情報は、一般的又は類型的にみて、情報公開法5条3号に該当
する。

上記㊦の情報は、フランス政府関係者が日本政府関係者に対して提示し
た見解等であり、直接竹島問題等についての日本政府の解決案等に係るも
のではなく、本件全証拠によっても、当該見解等が示された会合等が秘密
裏に行われたものであり、かつ、当該会合等での発言等の内容を一般に公
開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はない。また、上記
㊨の情報は、電信文に一般的に記録される情報であって、上記㊦及び㊧の
部分とは別個の価値を有するものであり、日韓会談の歴史等に関心を有す
る被控訴人（原告）らにとっては有意の情報である。上記㊦及び㊨は、い
ずれも、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有
権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせ

たり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるともいえず、情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠がない（原判決別紙5・2435ページ以下）。

(2) 不開示部分の情報内容

上記不開示部分に係る情報の内容は、おおむね原判決が認定しているとおりである。

なお、控訴人が同文書に関して不服を申し立てている範囲は、原判決が開示を命じた部分のうち、上記⑦並びに上記⑧のうち、電信文の様式に係る事項の表題及び上記⑦の情報を入手した経緯等に係る部分について開示を命じた部分（別紙処分目録の同通し番号の⑦欄に記載の部分。以下「3-34不服部分」という。）についてである。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 情報公開法5条3号にいう「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」のある情報の具体例として挙げられる情報には、他国等より公開を前提とせず提供された情報や直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報等がある（高橋滋ほか・条解行政情報関連三法317ページ）。

外交交渉においては、一般的に、利害を共有する国家間の場合、両国政府の担当者が率直に自国の事実認識や利害状況を述べ合うことにより初めて双方の利害を的確に踏まえた誠実な外交交渉が成り立つものであり、このような交渉の過程での意見交換等の内容は、それが当初から公表を予定して行われる場合でない限り、基本的には不開示として取り扱

うのが国際慣行である。

(イ) 3-43 不服部分のうち前記(1)ア⑦の不開示部分には、在フランス大使がフランス政府担当職員から聴取した南シナ海における同国の領土問題の処理状況、同国及び日本政府がそれぞれ抱える領土問題の対応方針が記載されており、フランス政府担当職員が、日本政府が抱える竹島問題との対比において、フランスが現在も第三国間で係争中の領土問題の処理状況について、飽くまで非公式に述べた率直な意見であり、公にしないと的前提で我が国に伝達されたものである。我が国が、このようなフランス政府担当職員の非公式の発言内容を漫然と開示すれば、フランス政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも機密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは想像に難くない。

(ウ) 3-43 不服部分のうち前記(1)ア⑧の不開示部分のうちの表題部分の記載は、通し番号3-27の文書の記載内容の要旨ともいうべきものであって、表題部分が開示されることにより、原判決が情報公開法5条3号の不開示情報に当たると正当に判断している前記(1)ア④の部分の内容（昭和29年当時、在フランス大使が電信で示した竹島問題に関する個人的見解であり、日本政府の公式の方針とは大幅に異なるもの）が推知されるおそれがある。このように、上記⑧に係る情報のうちの表題部分の記載は、上記④に係る情報の内容を推知させるものであるから、上記④に係る情報が同号の不開示情報に該当するのと同様の理由により、これが開示されると、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるものというべきである。

(エ) 以上によれば、外務大臣が、3-43 不服部分に係る情報を開示することによってフランス等他国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、他国等との外交交渉上不利益を被るおそれがあると判断したこと

には相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

(ア) 原判決は、本件全証拠によっても、フランス政府関係者が日本政府関係者に対して提示した見解等が示された会合等が秘密裏に行われたものであるとか、当該会合等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないとして、3-34不服部分に係る情報は情報公開法5条3号に該当しないと判示している。

しかしながら、情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、前記2(3)イの㉗ないし㉘で挙げた情報等があるから、原判決のいうように、会合が秘密裏に行われ、かつ、当該会合において提示された見解等について非公開約束があったことが証明される場合でなければ情報公開法5条3号の不開示情報に該当しないというのは、およそ同号の解釈として正当とはいえない。

前記アで述べたとおり、外交交渉においては、一般的に、利害を共有する国家間の場合、両国政府の担当者が率直に自国の事実認識や利害状況を述べ合うことにより初めて双方の利害を的確に踏まえた誠実な外交交渉が成り立つものであり、このような交渉の過程での意見交換等の内容は、それが当初から公表を予定して行われるのでない限り、基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行である。3-43不服部分のうちの前記(1)ア㉗に係る情報は、フランス政府担当職員が、非公式に、同国の領土問題の処理状況及び同国と日本の各領土問題の対応方針について、率直な意見を述べたものであって、フランス側から公開を前提とせずに我が国に提供された情報であり、しかも、同国の領土問題は、現在においても、アジア地域における第三国間の領土問題に姿を変えて

継続しているのであるから、当該情報は、上記の情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等の信頼関係が損なわれるおそれのある情報とされる、他国等から公開を前提とせず提供された情報、又は、直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報に当たるといえるものである。

我が国が、このようなフランス政府関係者の非公式の発言を開示すれば、フランス政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも機密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは想像に難くない。

(4) また、原判決は、3-43不服部分のうちの前記(1)ア④に係る記載内容について、発信者及び宛先の氏名・所属先名、発信及び受信の日時、表題（当該電信文の件名又は要旨等）、本文、配布先、当該情報の入手経緯等を電信文の様式に係る事項であるとし、これらの事項を包括的に電信文の外形的事項としている（原判決別紙5第3の1(1)ア(ア)・2341ページ）。

しかしながら、上記事項のうち、表題については、前述のとおり、当該電信の本文の要旨というべき内容のものもあって形式的事項とはいえない上、本文及び情報の入手経緯は、正に当該電信の内容そのものであって、形式的事項として取り扱い得るものではなく、その記載内容に応じて個別に不開示事由の該当性が判断されるべきものである。このように、原判決は、電信の表題、本文、入手経緯等について、その内容を個別に検討することなく、一律に不開示事由に該当しないと判断している点において、相当ではない。

(4) 小括

以上によれば、3-43不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不

開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

12 通し番号3-47（乙A第83号証）について

(1) 原判決の判示内容等

ア 通し番号3-47の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、①昭和37年12月に日本政府から韓国側に非公式に交付されたトーキングペーパーに記録されている竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏まえた日本政府の対案、②同月に竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏まえた日本政府の対案で日本側が韓国側に提案したものであり、その提案した時期に鑑みれば上記①と同旨のもの、③昭和38年当時、国際司法裁判所提訴案に反対する理由として韓国側が主張する内容である（原判決別紙5・2458ページ以下）。

このうち、控訴人が不服を申し立てている範囲は、原判決が上記③について開示を命じた部分（別紙処分目録の同通し番号の⑦欄に記載の部分）である。

イ 不開示部分③に係る情報については、本件全証拠によっても、韓国側の主張が提示された日韓両政府間の交渉等が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないこと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることに加え、通し番号3-47の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるともいえないから、当該

情報は情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2459ページ以下）。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国との信頼関係が失われ、韓国を始め他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

不開示部分③の記載内容は、韓国側が国際司法裁判所提訴に反対する真の理由として述べた内容であり、相手国たる我が国以外には公表しないことを当然の前提として我が国伝えられた情報であり、韓国政府がそのような前提の下で示した国際司法裁判所への提訴案に同調できないと判断するに至った率直な理由が記載されており、当該情報は、両国政府のいずれからも公にされていない。

以上の内容の当該情報を、上記のような状況下において、我が国が開示すれば、韓国との信頼関係が大きく損なわれることはもとより、他国からも機密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜するおそれがあることは想像に難くない。これにより、我が国が今後外交交渉を行う可能性のある全ての諸外国との交渉上不利益を被るおそれが生じることが容易に想定される。

以上によれば、外務大臣が、不開示部分③の情報を開示すると、韓国との信頼関係が失われ、韓国を始め他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、不開示部分③に記載されている主張が提示された日韓両政府間の交渉等が秘密裏に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠がないことを理由に、当該情報が情報公開法5条3号に該当しない

と判示している。

しかしながら、情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、前記2(3)イの㉗ないし㉘の情報等があるのであり、原判決のいうように、交渉等が秘密裏に行われ、かつ、当該交渉等における発言等について非公開約束があったことが証明される場合でなければ同号の不開示情報に該当しないとするのは、およそ同号の解釈として正当とはいえない。

そして、不開示部分③に係る情報は、韓国から非公開を前提として提案されたものであって、国際慣行に照らせば、このような情報を漫然と開示することは韓国の我が国に対する信頼を損なうこととなるから、上記の情報公開法5条3号にいう、公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報とされる、他国等から公開を前提とせず提供された情報又は直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報に該当するといえるものである。

(4) また、原判決は、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることをもって、当該情報が情報公開法5条3号に該当しないとしている。

しかしながら、韓国において韓国側が公開した行政文書の中に不開示部分③に係る情報と同内容ないし同趣旨と認められる情報があるか否かについてこれを判断することができる証拠は提示されていないのであるから、原判決の上記判示は、証拠に基づかないものというほかない。また、韓国側文書が開示されているとの一事をもって、不開示部分③の記載内容との異同を個別に検討しないで、その同一性を判断することができないのはいうまでもないから、原判決が挙げる上記根拠は、上記結論を支える根拠たり得ないものである。

(3) 小括

以上によれば、不開示部分③に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

第4 不開示理由4（情報公開法5条4号及び6号関係）について 通し番号4-7（乙A第40号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号4-7の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの）に係る情報は、昭和28年6月に決定された「竹島問題対策要綱」にある韓国人漁夫の竹島上陸への対応策に関する具体的かつ詳細な内容である。「竹島問題対策要綱」に基づいて執られたであろう具体的措置の内容が本文書の一部開示部分において公にされているが、これらを通覧しても、上記不開示部分を公にすることにより韓国人漁夫の竹島上陸に係る犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序に支障を及ぼすことが想定されるものは見当たらず、また、日本政府が、昭和29年9月9日以降、日韓双方の実力行為による衝突を避ける方針を採っていたことも明らかにされていること、②「竹島問題対策要綱」は、竹島に赴いた日本船が竹島に韓国人漁夫約30人が上陸しているのを視認したことを契機として、関係省庁が協議して決定したものであるが、その後の同年6月以降、竹島が韓国側の警備隊の常駐等により完全に韓国側に占拠されるに至っており、当該対応策を検討する前提となった事実が著しく変化していることからすると、「竹島問題対策要綱」にある韓国人漁夫の竹島上陸への対応策は、現在ではその実効性を失っているものと考えられること、③当該情報に外国人が日本の領土に不法上陸する際の対応策が含まれるとしても、竹島の占拠状態に照らすと、竹島の場合とそれ以外の地域の場合とでは外国人の不法上陸に対する対応策

もおのずから異なり得ると考えられること、本件全証拠によっても、当該情報が、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たるところを推認することができる事項が含まれていることを認めるに足りる証拠はないことを併せ考慮すれば、一般的又は類型的にみて、当該情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえず（原判決別紙5・2505ページ以下）、また、当該情報を公にしたとしても、国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない（原判決別紙5・2507ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

上記不開示部分の記載内容は、おおむね原判決が認定しているとおりにあるが、より具体的に言うと、上記不開示部分は、通し番号4-7の文書の11ページ及び12ページの部分であり、韓国人漁夫が竹島に上陸することは、法的には日本の領土権の侵害であるとともに、出入国管理令及び漁業関係法令の違反行為でもあるとの観点から、外務省主催の下、関係省庁（具体的には、国家地方警察本部、保安庁、入国管理局及び海上保安庁）が協議の上で策定した縦書き和文タイプの文書であって、その前後のページとは独立したものである。また、同文書には、韓国人漁夫が竹島に上陸した事案を想定して、その場合に執るべき様々な具体的な措置について、これらの措置を実施する上での優先順位ないし先後関係を示すなどした上で、これを執った場合に想定される韓国側の反応と、これを踏まえた更なる我が国側の対応策等について、政府部内で立案策定された体系的な内容が汎用的な形式で記載されている。

なお、控訴人が不服を申し立てているのは、上記不開示部分のうち（同文書）のうち、11ページの11行目左から1行目ないし4行目及び7行目ないし16行目並びに12ページ全部の部分（以下「4-7不服部分」という。）

である。以下、上記不開示部分というのは、この不服を申し立てている部分を指す。

(3) 情報公開法 5 条 4 号の不開示情報該当性

ア 現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

4-7 不服部分に係る情報が開示された場合、通し番号 4-7 の文書作成当時における韓国人漁夫の竹島への不法上陸事案に対して我が国が政府部内で策定立案していた具体的かつ体系的な対処方針が明らかとなる。

竹島問題は、既に指摘したとおり、すぐれて現在性のある日韓間の未解決の問題であり、韓国政府あるいは韓国国民にとって極めて関心の高い事柄であるから、当該情報が公になれば、韓国政府あるいは韓国国民が、今後、竹島問題に関し、竹島問題に関する過去の日本側の対処方針を今後の日本側の対応を予測するための参考としたり、その長所・短所等を分析した上で、韓国側あるいは韓国国民により有利な対処方針を立案策定することが考えられるところであり、その場合、竹島問題に関し、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共安全と秩序の維持に支障が生ずることが十分想定される。

また、多くの離島を領土とする我が国においては、竹島のみならず、外国人が不法に離島に上陸する事案が発生しており、今後も発生することが予想される場所、このような可能性を考慮した場合、相手国あるいは同国国民が、過去の日本側の対処方針を今後の日本側の対応を予測するための参考としたり、その長所・短所等を分析した上で、当該相手国あるいは同国国民により有利な対処方針を立案策定することが容易に考えられるところであり、その場合、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共安全と秩序の維持に支障が生ずることもまた十分想定される。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は、「竹島問題対策要綱」に基づいて執られたであろう具体的措置の内容が通し番号4-7の文書の開示部分において公にされているが、これらを通覧しても、韓国人漁夫の竹島上陸に係る犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが想定されるものは見当たらないとして、不開示部分に係る情報は情報公開法5条4号に該当しないと判示している。

しかしながら、外務大臣は、本件各処分においては、情報公開法の趣旨に鑑み、「これを公にすることにより韓国人漁夫の竹島上陸に係る犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序に支障を及ぼすことが想定されるもの」に該当する情報であってもその全部を不開示にすることなく、不開示情報の要件を満たす核になる部分に限定して不開示としているのである。したがって、同文書のうち開示した部分には上記の支障を及ぼすことが想定される記載が存在しないのは当たり前であって、原判決の上記の理由は、当該情報が情報公開法5条4号の不開示情報に該当しないとする理由たり得ないものである。

(4) また、原判決は、日本政府が、昭和29年9月9日以降、日韓双方の実力行為による衝突を避ける方針を採っていたことが明らかにされていることをもって、上記不開示部分に係る情報が情報公開法5条4号に該当しないことの理由としている。

原判決が上記のように判示する趣旨は必ずしも明らかではないが、我が国が上記のような方針を採用してきたことをもって、そのような方針に至る過程で政府部内で検討され、今後も同種の紛争において我が国の対処方針を推察する有力な手掛かりとなるであろう対処方針が情報公開法5条4号の不開示情報に該当しないと原判決の論理は、合理性を欠くというほかはない。すなわち、原判決は、当該情報に含まれている我が国の対処方針は、既に実力行使による衝突を避ける方針により撤回さ

れているのであって、これを不開示とする必要はないとの趣旨をいうものとも解されるが（なお、我が国の方針はこのようなものであるとしても、通し番号4-7の文書（乙A第40号証（-15-））の17ページ以降等の記載にあるように、この間も竹島巡視に当たる巡視船が銃砲撃を受けることが複数回にわたって生じていたのであり、竹島問題に関するかかる不安定な状態は、本件各処分時以降もなお継続しているものである。）、そうであるとすれば、原判決は、この種の紛争に関する対処方針が、以後の同種の紛争に関する対処方針を推察させる有力な手掛かりとなり得ることを全く考慮していないことになる。しかし、上記不開示部分の記載に係る協議の参加者には、国家地方警察本部、保安庁、入国管理局及び海上保安庁が関係省庁として含まれていることから分かるように、「竹島問題対策要綱」の作成過程では、実力行使に係る対処方針も検討されていたのであって、原判決は、「竹島問題対策要綱」の策定経過及びその内容を大きく見誤っているというほかはない。

(ウ) また、原判決は、「竹島問題対策要綱」の決定後である昭和29年6月以降、竹島が韓国側の警備隊の常駐等により完全に韓国側に占拠されるに至っており、同要綱決定の前提となった事実が著しく変化していることからすると、「竹島問題対策要綱」にある韓国人漁夫の竹島上陸への対応策は、現在ではその実効性を失っていると説示する。

しかしながら、上記不開示部分には、韓国人漁夫が竹島に上陸した事案を想定して、その場合に執るべき様々な措置と、これを執った場合における韓国側の反応及びこれを踏まえた更なる我が国側の対応策等について、政府部内で立案策定された具体的かつ体系的な内容が汎用性のある形式で記載されているのであり、竹島問題が現在でも日韓間の未解決の問題であることも併せ考えれば、原判決指摘の政治的動向の違いを踏まえても、上記不開示部分に記載されている我が国の対処方針が、今後

の竹島問題における我が国の対処方針を推察する有力な手掛かりとなることに何ら変わりはないというべきである。また、多くの離島を領土とする我が国においては、竹島のみならず外国人が不法に離島に上陸する事案が発生しており、今後も発生することが予想される場所、かかる紛争をも想定に入れた場合、この種の紛争における我が国の対処方針をたやすく公にすることは、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に重大な支障を生ぜしめるものである。

(I) さらに、原判決は、上記不開示部分に外国人が日本の領土に不法上陸する際の対応策が含まれているとしても、竹島の占拠状態に照らすと、竹島の場合とそれ以外の地域の場合とでは外国人の不法上陸に対する対応策もおのずから異なり得ると考えられることも理由に掲げている。

既に不法占拠状態が継続している竹島の場合と、そうでない場合とで、対応策が異なり得るとしても、当該情報が竹島問題を特に想定した我が国の対処方針について立案策定されたものとはいえ、そこには、島しょにおける実効支配を巡るこの種の国際紛争に関する我が国の基本的な対処方針及び関心事項等も含まれており、かつ、当該対処方針は今後の同種の紛争における我が国の対処方針を推察させる有力な手掛かりとなることに鑑みれば、通し番号4-7の文書作成後に竹島の占拠状態が変化したとの一事をもって、これを公にした場合に情報公開法5条4号所定の支障を及ぼすおそれがなくなっているとは到底いうことができないというべきである。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があること

上記不開示部分が開示された場合、通し番号4-7の文書作成当時における韓国人漁夫の竹島への不法上陸事案に対して我が国が政府部内で策定

立案していた対処方針が明らかとなる。

そして、前記(3)アで述べたとおり、竹島問題は現時点でも日韓間の未解決の問題であり、韓国政府あるいは韓国国民にとって極めて関心の高い事柄であるから、上記不開示部分に係る情報が公になれば、韓国政府あるいは韓国国民が、今後、同問題に関し、同問題に関する過去の日本側の具体的かつ体系的な対処方針を、今後の日本側の対応を予測するための参考としたり、その長所・短所等を分析した上で、韓国側あるいは韓国国民により有利な対処方針を立案策定するなどするおそれがある。

また、多くの離島を領土とする我が国においては、竹島のみならず、外国人が不法に離島に上陸する事案が発生しており、島しょにおける実効支配を巡るこの種の国際紛争が今後も発生することが予想されるところ、このような可能性を考慮した場合、相手国あるいは同国国民が、過去の日本側の対処方針を今後の日本側の対応を予測するための参考としたり、その長所・短所等を分析した上で、当該相手国あるいは同国国民により有利な対処方針を立案策定するおそれがある。

以上からすれば、当該情報は、これを公にすれば、国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるといえるものである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、韓国人漁夫の竹島上陸への対応策が国の機関の事務又は事業に関する情報に当たるとしても、前記(3)イの原判決引用部分で指摘している諸点に照らすと、上記不開示部分を公にしても、情報公開法5条6号所定の国の事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない旨判示しているが、同判示は、前記(3)イの控訴人が原判決の判断の誤りを述べたのと同じ理由により、合理的な根拠に欠けるというべきである。

(5) 小括

以上によれば、上記不開示部分に係る情報は、情報公開法5条3号及び6号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

第5 不開示理由8（情報公開法5条1号及び3号関係）について

通し番号8-1（乙A第36号証）及び8-2（同第37号証）について

(1) 原判決の判示内容等

通し番号8-1の文書は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの。以下「8-1不開示部分」という。）には、昭和40年3月26日に韓国の李外務部長官が昭和天皇に拝謁した際の状況の概要として、昭和天皇と李長官との具体的なやり取りが記録されていると推認することができる。また、通し番号8-2の文書は、外務省等が作成した文書であり、同文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの。以下「8-2不開示部分」という。）にも、昭和40年3月に来日した李長官が同月26日に昭和天皇に拝謁した際の具体的なやり取りが記録されていると推認することができる。

8-1不開示部分及び8-2不開示部分に係る情報は、いずれも昭和40年3月26日に李長官が天皇に拝謁した際の具体的なやり取り等であるところ、故人である天皇も「個人」に該当すると解される以上、昭和天皇が特定の日特定の人物と会ったこと及びその際に当該人物と交わした会話の内容である当該情報が情報公開法5条1号本文の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に当たることは明らかであり、昭和天皇が同号ただし書ハの「公務員等」に該当しないことも明らかである。

しかしながら、現行憲法の下における象徴としての天皇の有する個人としての立場には、公人としてのものと私人としてのものがあり、そうであるとすれば、行政文書に記載されている情報であって天皇が公人として行う行為である外国要人との拝謁等に係るものは、その内容・性質等に鑑みると、実質的には公務員の職務の執行に係る情報に準ずるものと見ることができる。そして、従前、昭和天皇と外国要人との会話内容を非公表とする取扱いがされてきたことを考慮しても、行政文書に記載されている情報であって昭和天皇と外国要人との会話の内容に係るものについて、過去に情報公開法により開示することが相当とされたものがあること（情報公開・個人情報保護審査会の答申例。甲第108号証）、上記拝謁が行われてから既に40年以上経過し、その間に当事者が他界し、一方当事者である李長官が上記拝謁時の状況を自己の解釈等を含めて詳述していること（甲第107号証）、日韓間の外交関係上、上記拝謁が一定の歴史的価値を有し、研究者等の国民によって関心を持たれていることがうかがわれること、情報公開法5条3号のおそれが認められないこと（後記参照）に照らすと、現時点においては、上記不開示部分の具体的内容を開示することにより故人である昭和天皇の個人としての正当な権利利益に及ぼす支障の程度は受忍すべき範囲にとどまるものと認められるから、当該情報は、情報公開法5条1号ただし書イの「慣行により公にすることが予定されている情報」に当たる（原判決別紙5・2561ないし2564ページ）。

また、通し番号8-1の文書及び通し番号8-2の文書は、日韓会談の議事録、その添付資料又は日韓会談に関する内部検討文書等である本件各文書の一部であり、これらに記録されている情報の内容等に鑑みれば、条約その他の国際約束に関する文書であって外国との交渉に関する文書（公文書管理法施行令8条2項1号、別表の2のイの項）に準ずるものに該当するところ、拝謁が行われてから40年以上経過しているなどの上記の事情に加え、既に

日韓基本条約が締結されており、昭和天皇と李長官との間で上記拝謁の際の会話内容を公開しない旨の約束がされたことを認めるに足りる証拠もないことなど、本件各文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、8-1不開示部分及び8-2不開示部分に係る情報は、一般的又は典型的にみて、現時点においてこれを公にしたとしても、韓国等との信頼関係を損なうものとはいえないから、当該情報は、情報公開法5条3号に該当するとは認められない（原判決別紙5・2564ないし2566ページ）。

(2) 情報公開法5条1号の不開示情報該当性

ア 「慣行として公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）に該当しないこと

(7) 8-1不開示部分及び8-2不開示部分に係る情報の内容が、情報公開法5条1号本文の「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に当たり、昭和天皇が同号ただし書ハの「公務員等」に該当しないことは、原判決も判示するとおりである。

(4) しかしながら、上記各不開示部分には、昭和40年3月26日に韓国の李長官が昭和天皇に謁見（外国要人等との会談は「拝謁」ではなく「謁見」という。）した際の状況の概要として、昭和天皇と李長官との具体的なやり取りがそのままに記載されているところ、日本国及び日本国民統合の象徴であり、国政に関する権能を有しない天皇（憲法1条、4条1項）が行う外国要人との謁見等は、政治的色彩を有するものではなく、専ら国際親善のため、すなわち、双方の国の歴史や文化的なこと、個人的な趣味のこと、家庭のこと等を含めた自由な歓談を通じて外国要人との間に個人的に親密な関係を築き上げること等により、我が国と諸外国との友好親善関係の増進に資することを目的として行われるものである。そこで、このような雰囲気醸成するため、会話内容の詳細は、

従前から非公表とする取扱いがされてきており、これを公表する法令の根拠規定はもちろんのこと、慣行もない。そして、このように非公表とする取扱いは外国要人に対しても要請されており、皇室の外国要人との交際の場面における我が国の慣行として国際的にも認識されている（乙A第520号証ないし乙A第522号証）。

以上のとおりであるから、上記各不開示部分に係る情報が、慣行として、将来、公にすることが予定されている情報に該当するとはいえず、当該部分は、情報公開法5条1号の不開示情報に該当する。

㊦) なお、原判決が判示するとおり、天皇に謁見した李長官はその謁見時の状況を自己の解釈等を含めて自らの著書で詳述していることが認められるが（甲第107号証）、これは、「慣行として」公にされたものではなく、遺憾ながら、我が国の了解を経ずして公にされてしまったものである。

また、天皇の行う外国要人との謁見が、後記のとおり、天皇の公的行為であることから、その公的な性格に鑑み、事前に報道発表がされ、取材要望があれば謁見冒頭に写真撮影が行われたり、事後にその謁見の雰囲気等のレクチャーが行われるなど、一定の配慮の下で様々な情報が公にされてはいるが、天皇と外国要人との忌憚のない自由な歓談を保持するため、会話そのものについて具体的で詳細な内容が公にされることはない。

更にいえば、情報公開法5条1号のように、不開示事由の規定が本文とただし書とに分かれている場合には、そのただし書は、本文によって不開示とされる情報から除外される情報を定めたものであり、開示請求者である被控訴人らがその適用を求めるべき規定であるから、ただし書に該当する事由があることについては被控訴人らが主張立証責任を負うと解すべきである（大阪地裁平成19年6月29日判決・判例タイムズ

1258号171ページ，東京地裁平成15年9月16日判決・訟務月報50巻5号1580ページ)。以上述べたところによれば，本件で被控訴人らによって同号ただし書に該当する事実が主張立証されたとみることはいまだできないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

(7) 原判決は，実質的にみて公務員等の職務の執行に係る情報に準ずるものについては，これを開示することによる個人の正当な権利利益に及ぼす支障の程度が受忍すべき範囲にとどまる限り，「慣行として公にされることが予定されている情報」に含まれると解するのが相当である旨判示する。

しかしながら，このような解釈は，「受忍すべき範囲にとどまる限り」などと法に規定のない概念を持ち出し，法令の規定や「慣行」の有無をそれ以外の事情から判断するものであり，文理解釈として誤っているというべきである。情報公開法5条1号ただし書イの「慣行として公にすることが予定されている情報」に該当するか否かの判断に当たっては，文言どおり，その「慣行」の有無が真正面から問われるべきである。

(4) また，原判決には，以下に述べるように，天皇の外国要人との謁見に係る情報が実質的にみて公務員等の職務の執行に係る情報に準ずるものと判断した点や，現時点においては，不開示部分を開示することにより故人である昭和天皇の個人としての正当な権利利益に及ぼす支障の程度が受忍すべき範囲にとどまると判断した点においても，誤りがあるというべきである。

a まず，原判決は，行政文書に記載されている情報であって天皇が公人として行う行為である外国要人との謁見等に係るものは，実質的には公務員の職務の執行に係る情報に準ずるものと見ることができる旨判示する。

しかしながら、公務員とは、立法、行政、司法に関する国及び地方公共団体の事務を担当する職員をいい（芦部信喜（高橋和之補訂）・憲法第五版252ページ）、立法、行政、司法は、国家権力をその作用の面から捉えて分けたものであるのに対し（野中俊彦ほか・憲法Ⅱ第5版197ページ）、現行憲法下における天皇は、統治権の総攬者であった旧憲法下とは異なって、日本国及び日本国民統合の象徴であり（憲法1条）、国事行為のみを行い、国政に関する権能は有しない（憲法4条1項）こととされており（なお、国事行為とは、政治（統治）に関係のない形式的・儀礼的行為をいうと解されている（前掲芦部47ページ）。）、その地位は公務員とは全く異なる。

また、天皇が公人として行う行為（いわゆる「天皇の公的行為」）の内容、性質についてみても、当該行為は、憲法に定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて、公的な立場で行うものであり、①国事行為におけるのと同様に国政に関する権能が含まれてはならない点（このため、国家の統治に関する意見の対立がある事項について実質的な影響を避けるように、対象分野や関わり方について特に慎重な配慮が必要となる。）、②国家機関としての国事行為とは異なり天皇の自然人としての行為である点、③憲法の趣旨に従って行われるように内閣が責任を負うが、内閣の助言と承認を要するものではなく、天皇の意思が尊重されなければならない点において、公務員が国家機関の一部として定められた職務に従って国家権力を行使する場合とはその内容、性質が全く異なる（乙A第523号証3ページ以下、乙A第524号証8ページ以下、乙A第525号証124ページ以下）。

したがって、8-1不開示部分及び8-2不開示部分に係る情報が実質的に公務員の職務の執行に係る情報に準ずるものと見ることがで

きるとした原判決の判断は、情報公開法5条1号ただし書ハの「公務員等」の解釈を実質的に不用意に広げたものといわざるを得ず、誤っているというべきである。

b また、原判決は、現時点においては、不開示部分を開示することにより故人である昭和天皇の個人としての正当な権利利益に及ぼす支障の程度が受忍すべき範囲にとどまる理由として、①行政文書に記録されている情報であって昭和天皇と外国要人との会話の内容に係るものについても、過去に情報公開法により開示することが相当とされたものがあること、②通し番号8-1の文書及び8-2の文書に係る李長官の昭和天皇との謁見が行われてから既に40年以上経過し、その間に当事者が他界し、一方当事者である李長官が上記謁見時の状況を自己の解釈等を含めて自らの書著で詳述していること、③日韓間の外交関係上、李長官が昭和天皇と謁見した上記出来事が、一定の歴史的価値を有し、研究者等の国民によって関心を持たれていることがうかがわれることを挙げるが（原判決別紙5・2563, 2564ページ）、これらも不開示部分が情報公開法5条1号イに該当することの根拠となるものではない。

(a) まず、原判決は、行政文書に記載されている情報であって昭和天皇と外国要人との会話の内容に係るものについても、過去に情報公開法により開示することが相当とされたものがあるとして、昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会談の記録に関する情報公開・個人情報保護審査会の答申例（甲第108号証）を指摘する。

しかしながら、天皇とマッカーサー最高司令官との会談は、「敗戦とそれに伴う連合国による占領という我が国にとって類をみない極めて特異な時期、特異な状況の中で行われた異例なもの」（甲第108号証9ページ）であるのに対し、後者の李長官の謁見は、終

戦から約20年が経過した時期において、象徴としての天皇が行ったものである点や、前者の会談が行われた当時の天皇は、「旧憲法下で国の元首にして統治権を総らんとする地位にあったものとして、相応の役割を果たし」、「事実上、外交を含む行政権等を統括保持する地位にあるものとして扱われて」（同10ページ）おり、国家の全ての作用に関与していたとみる余地があるのに対し、後者の謁見の当時は、現行憲法の下、日本国及び日本国民統合の象徴であって、国政に関する権能を有していない点において、答申例の案件と上記各文書の開示請求案件とは、事案を全く異にする。上記答申例は、個別的な事例に限った先例であるにとどまり、8-1不開示部分及び8-2不開示部分に係る情報が「慣行として」公にすることが予定されている情報に該当することの根拠となるものではない。

(b) また、原判決は、謁見が行われてから既に40年以上経過し、その間に当事者が他界していることも指摘するが、故人である昭和天皇も「個人」（情報公開法5条1号）に該当することは原判決自身が判示しているとおりであるし（原判決別紙5・2562ページ）、皇室の外国との交際は世代を超えて継続的に親交を深め、国際親善に寄与するものであり、一定の時の経過により謁見の際の会話内容の詳細を公にするという「慣行」はない。

一方当事者が著書（甲第107号証）において自己の解釈等を含めた謁見時の状況を明らかにしたからといって、これが「慣行として」公にされたものではなく、遺憾ながら、我が国の了解を得ずして公にされたものにすぎないことは前記(2)ア(ウ)で述べたとおりである。また、甲第107号証は、李長官が自己の解釈等を含めて謁見時の状況が記載されたものであり、その内容も8-1不開示部分

及び8-2不開示部分の内容と全く同じものではないから、李長官の個人的な行為により謁見に係る一定の情報が公にされていることを根拠として謁見の内容が記載された行政文書そのものを公にすべきであるとの結論を導くのは相当ではないというべきである。

(c) さらに、当該情報が一定の歴史的価値を有し、研究者等の国民によって関心を持たれているか否かは、「慣行」の存在を基礎づける事情となるものでないことも明らかというべきである。

(d) 以上のとおり、8-1不開示部分及び8-2不開示部分に係る情報について、情報公開法5条1号イに該当することを理由に同条1号の不開示情報に当たらないとした原判決の判断は、誤っているというべきである。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

現行憲法下において、天皇が行う外国要人との謁見等は、前記(2)ア(イ)で述べたとおり、専ら国際親善として行われるものであり、自由な歓談が行われる雰囲気醸成するため、従前からその会話内容を非公表とする取扱いがされ、このことは、我が国皇室の外国との交際の場面における慣行として国際的にも認識されている（なお、同様の慣行は、英国王室にも見られるものである。乙A第526号証）。

謁見においては、このような慣行を前提にした上で、天皇と外国要人との間で、忌憚のない発言を含めた自由な歓談が行われるのであり、8-1不開示部分及び8-2不開示部分にも、李長官が示した朝鮮半島情勢に対する忌憚のない見方や評価等が具体的に記載されている。そして、これらの記載内容は、李長官が自己の解釈等を含めて謁見時の状況を自ら記載した著書（甲第107号証）の内容と全く同じものではないことは、前記(2)

イ (イ) b (b) で述べたとおりである。

そうすると、このような非公表を前提とした忌憚のない会話の内容を我が国の慣行に反して開示すれば、韓国政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも機密保持を期待することができない国とみなされて、国際的な信用を失墜することは想像に難くない。そして、我が国の天皇及び皇族が諸外国の王族や政府要人との親交を通じて、それらの国々との国際友好親善を増進する場面において大きな役割を果たしていることは周知の事実であり、謁見時の会話の内容を我が国が公にして他国との信頼関係が損なわれた場合には、天皇及び皇族が他国の王族や政府要人との親交を通じて友好親善関係を増進することに対しても、否定的な影響を与えることになるものといわざるを得ない。

したがって、外務大臣が上記各不開示部分に係る情報を開示することによって他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号 8-1 及び通し番号 8-2 の各文書が条約その他の国際約束に関する文書であって外国との交渉に関する文書に準ずるものに該当することを前提に、不開示部分に係る情報が 40 年以上前のものによらず、既に日韓基本条約が締結されていること、一方当事者である李長官が謁見時の状況を自己の解釈等を含めて詳述していること、昭和天皇と李長官との間で上記謁見の際の会話内容を公開しない旨の約束がされたことを認めるに足りる証拠がないことなどから、上記不開示部分に係る情報を公にしたとしても、一般的又は典型的にみて、韓国等との間の信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない旨判示する。

しかしながら、現行憲法下における天皇は国政に関する権能を有さず、

天皇が行う外国要人との謁見等は専ら国際親善として行われるものであるから、上記各文書は条約その他の国際約束に関する文書であって外国との交渉に関する文書に準ずるものに該当するということとはできない。

また、前記アで述べたとおり、外国要人との謁見は、専ら国際親善として行われるものであり、40年以上前のものであっても、歓談の内容が公になることは前提とされてはおらず、諸外国の要人も我が国のこのような慣行を認識した上で天皇との謁見をしているのである。このような国際的にも認識されている我が国の慣行に反し、仮に会話の内容を公にすれば、日本国の象徴としての天皇の活動について諸外国からの信頼を損ねるだけでなく、日本と諸外国との信頼関係一般に否定的な影響を及ぼすおそれが生じることも容易に想定される。

さらに、李長官がその著作において自己の解釈等を含めて記載した内容は、8-1不開示部分及び8-2不開示部分の内容と全く同じものではなく、行政文書そのものの開示とはその性質が質的に異なること、上記各不開示部分には李長官が示した朝鮮半島情勢に関する忌憚のない見方や評価等が記載されていることは、前記アで述べたとおりであるから、李長官が著書で謁見時の状況を詳述したことをもって、上記各不開示部分の開示による他国との信頼関係が損なわれることがないことを裏付けるものでないというべきである。

前記第2の2(3)イで述べたとおり、情報公開法5条3号の公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれのある情報の具体例としては、他国等から公開を前提とせず提供された情報や、直接特定の不利益を与えなくとも公開することが他国等の意思や国際慣行に反し、我が国に対して有している信頼を傷つけることとなるおそれのある情報等が挙げられており、原判決のいうように、会話内容を公開しない約束があったことが証明される場合でなければ情報公開法5条3号の不開示情

報に該当しないというのは、およそ同号の解釈としておよそ正当なものとはいえない。そして、上述した8-1不開示部分及び8-2不開示部分に係る情報の内容に照らせば、当該情報は、上記の具体例に該当するものといえる。

以上のとおり、上記各不開示部分に係る情報を我が国が安易に開示すれば、韓国との信頼関係が損なわれることはもとより、国際的な信用も失墜するおそれが生じることは容易に想定されるというべきである。

したがって、原判決の上記判断は、外交関係の実態や実情を看過又は見誤ったものといわざるを得ず、相当ではないというべきである。

(4) 小括

以上によれば、8-1不開示部分及び8-2不開示部分に係る情報は、情報公開法5条1号及び3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判断は改められるべきである。

第4章 結語

以上に述べたように、原判決には、情報公開法5条3号及び4号該当性の審理・判断の在り方に関する解釈等に誤りがあり、それを踏まえた本件各処分不開示部分のうち、控訴人が不服を申し立てている部分について同条1号、3号、4号又は6号に該当しないとした判断にも事実誤認ないし評価の誤りがあるので、原判決のうち当該判断に係る部分を取り消し、控訴人の平成24年12月10日付け「不服申立ての範囲」（本書第1章による変更後のもの）の部分に係る被控訴人の請求（不開示処分の取消しを求める部分）を棄却し、同部分に係る開示の義務付けを求める訴えを却下するよう求める。

(別紙) 処分目録

※ 本目録中、行又は列は、文字が記載された行又は列のみを対象として数えている。

① 通し番号	不開示決定				⑥ 原判決が取り消した部分	⑦ 控訴人が不服を申し立てる部分
	② 文書番号	③ 不開示決定日・処分通知番号	④ 不開示文書の題名	⑤ 不開示部分		
1-13	385	平成20年5月2日 (情報公開第01129号) (甲6)	河合文庫中官府記録目録	全部	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分の全部
1-60	386	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	宮内庁書陵部所蔵の書籍 (Z.A107)	① 昭和38年3月11日付け「針谷参事官の宮内庁書陵部往訪の件」と題する文書中にある4頁(4-4)の約3行分 ② 昭和39年3月11日付け「宮内庁図書の韓国への寄贈に関する件打合せ」と題する文書中にある29頁(24-1)に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分のうち最後の頁(その前4頁は「不開示理由2の番号27」に該当)	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分の②のうち、次の部分 ア 表中に部数及び冊数として記載された数字(①)総数欄(行)に記載された各数字を除く部分 イ 下から1行目に記載された数字部分
1-61	387	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	宮内庁書陵部所蔵目録	全部	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分のうち、書籍に対する評価に関する記述部分(2頁~20頁の通し番号の左の列)
1-62	390	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	郵便文化財の回収問題 (Z.A221)	① 8頁~14頁(7-1に「次頁以下7頁不開示」と記載されている部分) ② 20頁(13-1)左側 ③ 25頁(18-1)の7文字分、26頁(19-1)の1行分、30頁(23-1)の7文字分、33頁(26-1)の2か所、28頁(21-1)表題の一部、品名欄及び備考欄、35頁(28-1)表題の一部、品名欄及び備考欄	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分の③のうち25頁(18-1)の7文字分、26頁(19-1)の備考欄6文字分、30頁(23-1)の7文字分、33頁(26-1)の備考欄6文字分、28頁(21-1)表題の一部及び備考欄10文字分、35頁(28-1)表題の一部及び備考欄10文字分
1-63	458	平成20年5月9日 (情報公開第00822号) (甲29)	文化財会合記録(引渡し品目) (Z.A222)	① 4頁(4-4) ② 9頁(9-1)2行目~10頁(10-1)下から2行目 ③ 19頁~21頁(18-1に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)、33頁~38頁(29-1に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分)、42頁~50頁(32-1に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分)	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分のうち、①
1-69	506	平成20年5月9日 (情報公開第01100号) (甲31)	日韓外交正常化交渉の記録 総説七 (Z.A108)	① 99頁(99-1)の約6行分 ② 177頁(177-1)、179頁(179-1)~186頁(186-1)の表の「大蔵省案の『試算額』、『注』の各欄の記載部分」 ③ 188頁(188-1)の約3行分 ④ 198頁~200頁(197-1に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分) ④-2 201頁(198-1)、202頁~203頁(198-1に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) ⑤ 218頁(213-1)の約7行分 ⑥ 259頁~260頁(253-1に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)	⑤ 欄記載の不開示部分のうち、①~③、④-2、⑤	⑤ 欄記載の不開示部分の②のうち179頁(179-1)~186頁(186-1)の表の「大蔵省案の『試算額』、『注』の各欄の記載部分」
1-74	567	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	韓国文化財の提供について (Z.A231)	12頁~25頁(11-1に「次頁以下14頁不開示」と記載されている部分)	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分のうち、以下の部分 ア 12頁~21頁の「受理年月日」、「受理区分」及び「備考」の欄の各記載内容(ただし、上記括弧内の文言が含まれる列を除く。) イ 21頁左から1ないし4行目 ウ 22頁3行目ないし25頁
1-75	570	平成20年5月9日 (情報公開第00848号) (甲36)	韓国文化財に関する件 (Z.A232)	16頁(16-1)の約1頁	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分の全部
1-80	583	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	文化財保護委員会本間氏との会見報告 (Z.A237)	① 17頁~18頁(16-1に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) ② 26頁(23-1に「次頁不開示」と記載されている部分) ③ 29頁~39頁(25-1に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分) ④ 41頁~51頁(26-1に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分)	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分のうち、②、③、④
1-81	584	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	韓国関係文化財調査に関する打合せ (Z.A238)	① 15頁~19頁(14-1に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分) ② 22頁~31頁(16-1に「次頁以下10頁不開示」と記載されている部分) ③ 46頁~50頁(30-1に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分)	⑤ 欄記載の不開示部分のうち、②中の韓国文化財及び書籍等の経済的評価の部分以外の部分	⑤ 欄記載の不開示部分のうち、②中の韓国文化財及び書籍等の経済的評価の部分以外の部分
1-82	586	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	成賞堂文庫について (Z.A239)	① 7頁~16頁(6-1に「次頁以下10頁不開示」と記載されている部分) ② 38頁~39頁(27-1に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分のうち、①
1-83	587	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	東洋文庫の所蔵の韓国書籍について (Z.A240)	3頁~83頁(2-1に「次頁以下81頁不開示」と記載されている部分)の総数81頁	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分のうち、3頁~79頁
1-84	588	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	東京国立博物館所蔵韓国所出品 (Z.A241)	2頁~30頁(1-1に「次頁以下29頁不開示」と記載されている部分)の総数29頁	⑤ 欄記載の不開示部分の全部	⑤ 欄記載の不開示部分のうち、以下の部分(ただし、ア及びウは、それぞれ当該括弧内の文言が含まれる列を除く。) ア 2頁~11頁の「発見場所」、「受理年月日」、「受理区分」、「納入者」及び最下段の「備考」欄、並びに12~19頁の「受理年月日」、「受理区分」、「納入者」、最下段の「備考」欄の各記載内容 イ 19頁左から1ないし4行目 ウ 20頁~30頁の「受理年月日」、「受理区分」及び「備考」の欄の各記載内容 エ 30頁左から1ないし4行目

(別紙)処分目録

①通し 番号	不開示決定			⑤不開示部分	⑥原判決が取り消した部分	⑦控訴人が不服を申し立てる部分
	②文書 番号	③不開示決定日・処分 通知番号	④不開示文書の題 名			
1-85	589	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	韓国関係重要文化財一覧	全部	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、「韓国関係重要文化財一覧」、「指定年月日」、「品目」、「真数」、「所有者」、「備考」の各文言が記載された列を除く部分
1-86	591	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	韓国文化財の現状等に関する調査 (乙A242)	①3頁(-3-)11行目~5頁(-3-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) ②12頁(-10-)約8行分 ③16頁(-14-)約2行分 ④20頁(-17-)に「次頁不開示」と記載されている部分)	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
1-87	592	平成20年5月9日 (情報公開第00849号) (甲37)	東洋文庫田川博士との懸談記録 (乙A243)	6頁(-6-)下から2行目~7頁(-7-)3行目	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
1-88	595	平成20年5月9日 (情報公開第00850号) (甲38)	文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明 (乙A244)	2頁(-2-)約6行分及び3頁(-3-)約4行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
1-97	718	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針 (乙A110)	①3頁(-3-)6行目~9頁(-4-)6行目まで(なお、-3-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分) ②11頁(-6-)約10行分 ③12頁~13頁(-6-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分) ④18頁~27頁(-10-)に「次頁以下10頁不開示」と記載されている部分) ⑤44頁(-27-)3か所	⑤欄記載の不開示部分のうち、①~③、⑤	⑤欄記載の不開示部分のうち、③
1-101	1116	平成20年5月9日 (情報公開第00906号) (甲49)	寺内文庫現状 (乙A111)	①7頁(-7-)の約8行分 ②15頁(-14-)に「次頁不開示」と記載されている部分) ③17頁~44頁(-15-)に「次頁以下28頁不開示」と記載されている部分) ④56頁(-27-)の2か所 ⑤72頁(-43-)の約8行分 ⑥97頁~152頁(-67-)に「次頁以下56頁不開示」と記載されている部分) ⑩169頁~198頁(-83-)に「次頁以下30頁不開示」と記載されている部分)	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分ア①イ③のうち、17、24、25頁を除く部分ウ⑥エ⑩のうち169頁~175頁を除く部分
1-103	1118	平成20年5月9日 (情報公開第00908号) (甲50)	韓国美術品の寄贈 (乙A254)	①1頁(-1-) ②4頁(-4-) ③7頁(-7-) ④12頁(-12-) ⑤13頁~20頁(-12-)に「次頁以下8頁不開示」と記載されている部分)	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、②
1-111	1165	平成20年5月9日 (情報公開第01142号) (甲55)	日韓予備交渉文化財関係会合(第1~6回) (乙A258)	①39頁~49頁(-38-)に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分、70頁~75頁(-58-)に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分、87頁~95頁(-69-)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分、97頁~105頁(-70-)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分) ②53頁(-42-)1か所、54頁(-43-)2か所、56頁(-45-)2か所、59頁(-48-)2か所	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち①のうち87頁~95頁(-69-)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分)
1-165	1567	平成20年5月9日 (情報公開第01151号) (甲75)	平和条約第4条 (乙A307)	22頁(-22-)4行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
1-227	1779	平成20年5月9日 (情報公開第01102号) (甲86)	対韓焦付債権の処理方法 (乙A358)	①3頁(-3-)10行目~末行及び4頁~6頁(-3-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分) ②7頁(-4-)5行目~末行及び8頁(-4-)に「次頁不開示」と記載されている部分)	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
1-244	1847	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	韓国基本関係についての省内打合・方針 (乙A368)	32頁(-32-)8行目~33頁(-33-)2行目	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
1-245	1851	平成20年5月9日 (情報公開第01186号) (甲91)	韓国提案基本関係条約案 (乙A78)	20頁(-20-)下側の余白の一番左の部分1か所	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-10	1046	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録 (乙B94)	10頁(-10-)右から4行目~5行目の約2行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-11	1052	平成20年5月2日 (情報公開第00904号) (甲17)	日韓交渉に関する第1回各省打合会次第 (乙A95)	①19頁(-19-)左から2行目~1行目の約1行分 ②20頁(-20-)左から1行目~21頁(-21-)右から5行目の約6行分 ③41頁(-41-)左から1行目~42頁(-42-)右から4行目の約5行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-19	1298	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	請求権についての法律問題 (乙A102)	①38頁(-32-)左から3行分 ②52頁(-45-)及び53頁(-46-)	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、②
2-20	1302	平成20年5月2日 (情報公開第01042号) (甲23)	在韓私有財産権放棄と国内補償問題 (乙A103)	①3頁(-3-)右から3行目~5行目の約3行分 ②7頁右から4行目~14頁(-7-)及び7-1に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分)	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部

(別紙) 処分目録

①通し番号	不開示決定			⑥原判決が取り消した部分	⑦控訴人が不服を申し立てる部分	
	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名			
2-27	386	平成20年5月9日 (情報公開第01150号) (甲27)	宮内庁書陵部所蔵の書籍 (Z A107)	22頁(-22-)下から2行目~23頁(-23-)上から3行目の約5行分及び25頁~28頁(-24-)に「次頁以下5頁不開示」と記載された部分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分ア 22頁(-22-)下から2行目~23頁(-23-)上から3行目の5行分イ 25頁下から4行目~27頁
2-30	718	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針 (Z A110)	①38頁(-21-)下から5行目~39頁(-22-)上から5行目の約10行分 ②42頁(-25-)下から2行目~43頁(-26-)上から2行目の約4行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、②
2-32	1116	平成20年5月9日 (情報公開第00906号) (甲49)	寺内文庫現状 (Z A111)	①73頁(-44-)下から5行目~3行目の約2行分 ②157頁(-72-)上から5行目~6行目の約2行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-36	1139	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	対韓国強硬措置に関する会議関係の件 (Z A114)	①13頁(-13-)5行目~10行目の約6行分 ②45頁(-45-)6行目~15行目の約8行分 ③54頁(-54-)上から6行目~12行目の7行分 ④58頁(-58-)上から5行目~59頁(-59-)1行目の9行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-37	1143	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置(試案)の概要 (Z A115)	2頁(-2-)6行目~8行目の3行分及び11頁(-11-)9行目~11行目の約3行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-38	1144	平成20年5月9日 (情報公開第01138号) (甲54)	対韓牽制措置および強硬措置として想定しうる手段(試案) (Z A116)	8頁(-8-)上から3行目~8行目の6行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-49	1399	平成20年5月9日 (情報公開第01149号) (甲64)	アジア局主要懸案処理日報抜粋 (Z A42)	①245頁(-238-)3行目まで及び5行目~9行目の5行分 ②246頁(-239-)12行目~247頁(-240-)2行目の約10行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤記載の不開示部分の①のうち245頁(-238-)5行目から9行目の5行分
2-55	1472	平成20年5月9日 (情報公開第01167号) (甲70)	日韓問題に関するニューヨーク・タイムズ論説 (Z A132)	18頁(-18-)の約2行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-61	1600	平成20年5月9日 (情報公開第01148号) (甲77)	請求権の経緯及び解決方針(昭和34年1~4月) (Z A138)	15頁(-15-)最終行~16頁(-16-)10行目の約11行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-66	1618	平成20年5月9日 (情報公開第01092号) (甲79)	日韓問題に関する各種会談 (Z B143)	①179頁(-179-)上から2行目~5行目の約3行分 ②265頁(-265-)の約3行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-89	1787	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	日韓会談今後の進め方 (Z A72)	①2頁(-2-)2行目~8行目の約7行分 ②58頁(-58-)3行目~5行目の約3行分及び59頁(-59-)2行目~5行目の約3行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤記載の不開示部分のうち、①
2-96	1805	平成20年5月9日 (情報公開第01172号) (甲89)	大平大臣、ラスク長官会談 (Z B170)	①15頁(-14-)16行目~16頁(-15-)6行目の約10行分 ②18頁(-17-)4行目~16行目の約13行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
2-109	1915	平成20年5月9日 (情報公開第01176号) (甲97)	日韓外交正常化交渉の記録 総説三 (Z B84)	242頁(-242-)最終行の約1行分、243頁及び244頁(-242-)に「以下2頁不開示」と記載されている部分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
3-12	652	平成20年5月9日 (情報公開第00858号) (甲40)	日韓予備交渉第21~25回会合記録 (Z A51)	①7頁(-7-)の約6行分 ②23頁(-23-)の約3行分 ③28頁(-28-)の下から約3行分、29頁(-29-)の上から2~3行目の約1行分及び約8行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分ア ①のうち7頁(-7-)9行目の左から3文字目~11行目の左から7文字目イ ③のうち28頁(-28-)の下から3行分、29頁(-29-)の上から8行目の左から6文字目~15行目の右から5文字目
3-15	720	平成20年5月9日 (情報公開第01135号) (甲45)	日韓政治折衝第2回会談記録 (Z A54)	16頁~25頁(-16-)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分、 35頁~40頁(-26-)に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分ア 16頁4行目~25頁(-16-)に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分イ 35頁13行目~40頁(-26-)に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分
3-16	910	平成20年5月9日 (情報公開第01159号) (甲48)	日韓外交正常化交渉の記録(竹島問題) (Z A40)	①186頁(-184-)上から3行目~約8行分 ②197頁(-195-)下から5行目~198頁(-195-)に「次頁不開示」と記載された部分及び199頁(-196-)上から5行目 ③202頁(-199-)上から2行目~203頁(-200-)下から1行目、204頁(-201-)上から4行分、205頁及び206頁(-201-)に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分、207頁(-202-)上から3行分 ④214頁(-209-)下から3行分 ⑤219頁(-214-)上から12行分 ⑥220頁(-215-)上から1行目~221頁 ⑦243頁(-237-)下から4行分及び244頁(-237-)に「次頁不開示」と記載された部分	⑤欄記載の不開示部分のうち、②、③(ただし、このうち、昭和29年当時、日本政府関係者が米政府関係者から聴取した米国の竹島問題に関する対応・見解に係る部分)、④、⑤、⑥(ただし、このうち昭和40年当時、韓国朴正熙大統領(当時)がブラウンス在韓米国外使(当時)に述べた竹島問題についての具体的な見解に係る部分)及び⑦	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分ア ②イ ③(ただし、このうち、昭和29年当時、日本政府関係者が米政府関係者から聴取した米国の竹島問題に関する対応・見解に係る部分)ウ ⑤エ ⑥(ただし、このうち昭和40年当時、韓国朴正熙大統領(当時)がブラウンス在韓米国外使(当時)に述べた竹島問題についての具体的な見解に係る部分)オ ⑦

(別紙) 処分目録

①通し番号	不開示決定			⑤不開示部分	⑥原判決が取り消した部分	⑦控訴人が不服を申し立てる部分
	②文書番号	③不開示決定日・処分通知番号	④不開示文書の題名			
3-18	1127	平成20年5月9日 (情報公開第01168号) (甲52)	日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル)(乙B56)	35頁(-35-)及び36頁(-36-)	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 a 「韓国側の竹島一方的点拠という事感が無期限に継続することになるおそれが大である。」との文言。 b 韓国側の対案や韓国側が国際司法裁判所提訴に反対した理由に係る部分	⑤欄記載の不開示部分のうち、36頁2行目の3文字目～5行目の3文字目
3-21	1399	平成20年5月9日 (情報公開第01149号) (甲64)	アジア局主要懸案処理日報抜粋(乙A42)	111頁(-111-)の下から6行目の2文字目～5行目の12文字目及び112頁(-112-)上から2行目～4行目の12文字目	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
3-24	1523	平成20年5月9日 (情報公開第01144号) (甲73)	日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨(乙A61)	8頁(-8-)の右から4行目～6行目の約3行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
3-27	1675	平成20年5月9日 (情報公開第01098号) (甲82)	日韓会談再開問題(乙A64)	①106頁～111頁(-105-)に「次頁以下6頁不開示」と記載された部分) ②116頁～118頁(-109-)に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分) ③149頁～151頁(-139-)に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分) ④153頁(-140-)に「次頁不開示」と記載された部分) ⑤161頁～168頁(-148-)に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分) ⑥210頁～218頁(-189-)に「次頁以下9頁不開示」と記載された部分) ⑦227頁(-197-)の左から約6行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の枠内のうち、次の部分 ア ①のうち、106頁1行目～13行目、107頁7行目上から11文字分、107頁9行目以下、108頁、109頁1行目～5行目、110頁7行目～13行目、111頁7行目及び8行目イ ②のうち、116頁7行目以下、117頁ウ ③のうち、149頁左から7行分、150頁及び151頁エ ④のうち、153頁左から4行分 オ ⑤のうち、161頁2行目の7文字目以下から164頁、165頁8行目「米あて電報第△1003号に關し、」より後ろの部分(欄外の記載を除く)、166頁、167頁9行目及び10行目、168頁カ ⑥のうち、210頁左から3行分、211頁～214頁、215頁左から5行分、216頁～218頁キ ⑦
3-30	1695	平成20年5月9日 (情報公開第01099号) (甲83)	日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話(乙B67)	①19頁及び20頁(-18-)に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分) ②21頁(-19-)下から3行目～22頁(-20-)下から4行目の約18行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 ア ①のうち、19頁下から7行目から20頁イ ②
3-32	1728	平成20年5月9日 (情報公開第01101号) (甲85)	後宮アジア局長・崔圭夏大使会談(乙A69)	11頁(-11-)上から約3行目～12頁(-12-)2行目の約11行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
3-34	1786	平成20年5月9日 (情報公開第01156号) (甲87)	韓国側希望と日本側方針(昭和39年10～12月)(乙A71)	58頁(-58-)下から7行目～3行目の約4行分 59頁(-59-)上から1行目～8行目の約7行分 70頁(-70-)下から7行目～3行目の約4行分 71頁(-71-)上から1行目～8行目の約7行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 ア 59頁(-59-)上から2行目の3文字目～8行目(ただし、5行目から6行目の「韓国としてはICJには応じない可能性多く、」との文言部分を除く) イ 71頁(-71-)上から2行目の3文字目～8行目(ただし、5行目から6行目の「韓国としてはICJには応じない可能性多く、」との文言部分を除く)
3-43	1876	平成20年5月9日 (情報公開第01177号) (甲93)	日韓会談等に関する在外公館からの報告(乙B79)	4～6頁(-3-)に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分)	⑤欄記載の不開示部分のうち、在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況及びこの情報を入手した経緯等並びに電文の様式に係る事項に関する部分	⑤欄記載の不開示部分のうち、在フランス大使が任国政府担当職員から聴取した領土問題の処理状況及びこの情報を入手した経緯等に係る事項に関する部分並びに電文の「件名」部分
3-47	1882	平成20年5月9日 (情報公開第01169号) (甲95)	日韓国交正常化交渉の記録 総説九(乙A83)	158頁(-158-)「皿竹島問題」の項の下から6行目～2行目の約4行分 334頁(-334-)「5竹島問題」の項の上から2行目～4行目の約3行分と下から5行目～1行目の約4行分	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、334頁(-334-)の下から1行目～5行目の4行分
4-7	910	平成20年5月9日 (情報公開第01159号) (甲48)	日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題)(乙A40)	11頁及び12頁(-10-)に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分)	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 ア 11頁の左から1行目～左から4行目及び左から7行目～左から16行目イ 12頁
8-1	741	平成20年5月9日 (情報公開第01136号) (甲46)	李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要(乙A36)	1頁(-1-)下から3行目以下9頁	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部
8-2	1128	平成20年5月9日 (情報公開第01168号) (甲52)	日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル)(乙A37)	133頁(-133-)～134頁(-134-) (なお、これは、乙A37中の12～131頁～12～133頁である。)	⑤欄記載の不開示部分の全部	⑤欄記載の不開示部分の全部